

平成30年塩尻市議会3月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成30年3月8日(木) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 6号 塩尻市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

議案第 7号 塩尻市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第 8号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 9号 塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第11号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び塩尻市保育所等利用調整会議条例の一部を改正する条例

議案第12号 塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第13号 塩尻市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第14号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

議案第15号 塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

議案第23号 平成30年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費及び4目母子保健費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費(6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業を除く)

○出席委員

委員長	横沢 英一 君	副委員長	平間 正治 君
委員	金田 興一 君	委員	永田 公由 君
委員	中原 巳年男 君	委員	山口 恵子 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省 略

○議会事務局職員

事務局長 竹村 伸一 君 事務局次長 横山 文明 君
議事調査係長 藤間 みどり 君

午前9時57分 開会

○委員長 皆様おはようございます。ただいまから3月定例会福祉教育委員会を開会をいたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。大変お忙しい中、福祉教育委員会を開催いただきましてありがとうございます。上程してある新年度予算ほか、御審査をよろしくいただきますようお願い申し上げて御挨拶とさせていただきます。

○委員長 それでは、宗賀中央保育園の火災につきまして、事前に皆様方には資料をお配りしてありますが、これについて報告をお願いしたいと思います。

○副市長 昨日発生いたしました宗賀中央保育園の給食調理室からの火災でございますけれども、議員の皆様、それから関係の皆様には大変御心配をおかけをいたしました。改めて深くおわびを申し上げます。本日、委託先でございますシダックス大新東ヒューマンサービスのほうから、関東支店長がおわびにまいりました。全面的に会社の責任ということで申し伝えがございましたので、後々の対応につきましては、また協議の上、しかるべき対応をしてまいりたいというふうに思っております。ただ、給食が一時中断をしておりますので、後で御説明を申し上げますが、弁当を持参ということになりますので、できるだけ早く給食室の修復をいたさねばならないということで、今、見積もり等の提案を待っておりますけれども、場合によったら議会終了後になってしまう可能性もございますので、その際には、当年度予算の専決処分ということも考えられますので、どうかその点、御了承をお願いを申し上げたいと存じます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、中野担当部長、お願いします。

○こども教育部長(こども教育担当) まず初めに重ねてなりますけれども、今回の火災に際しまして、保護者、それから子供さんたちには大変御心配をかけまして、それから議員の皆様方にも御心配をかけまして、地域の皆様、消防の関係の皆様にも御心配、御協力いただきまして本当に感謝を申し上げます。おわびを申し上げまして、感謝もございます。今後ですね、このようなことがないように、私ども努めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、簡単ですが資料を用意させていただきましたので、資料に従いまして説明のほうをさせていただきます

ます。3月7日、昨日ですが、火災が発生した件ということでございます。

2番の当日の保育園の状況でございますけれども、在籍児童数は114名、登園の児童数は102名でございました。勤務の保育士は14名という状況でございます。

3番の経過でございますけれども、重ねてになりますが、12時5分に給食の調理室から火災が発生をしたと。原因につきましては、おやつ調理時に職場を調理員が離れたため、回転釜に油を入れた状態で火を入れた状態だったものですから、そこから出火したということでございます。火災発生後直ちに、園児と保育士につきましては、保育士が避難をさせて、隣接する宗賀小学校へ全員無事に避難できたということでございます。これはすぐに確認をさせていただきました。直ちにこども課長と教育総務課長ほか、職員が現場に急行をさせていただきました。調理員1名がですね、煙を吸ったということで松本病院に救急搬送されて、現在のところ経過観察の入院中ということでございます。12時42分に鎮火をいたしました。鎮火を確認して、保護者宛てにメールを連絡をさせていただきました。内容につきましては、給食室から出火をして、園児は全員宗賀小学校に無事避難しておりますと。お迎えが可能な保護者につきましては、お迎えをお願いしますということで依頼をさせていただきました。福祉教育委員の議員の皆様には、私のほうから電話連絡で状況報告をさせていただいております。

13時59分ですが、あすからの対応についてということで保護者にメールにて連絡をさせていただいております。給食提供ができないために、あすから当分の間、お弁当の対応へのお願いとしたいということと、未満児の朝のおやつと全園児のおやつについては、既成品で対応させていただきますという内容の連絡でございます。15時40分には、議員全員の皆様にファックスにて状況報告をさせていただいております。

4番の被害の状況でございますけれども、宗賀中央保育園は鉄骨の平屋建てで、平成15年の建築物でございます。焼損の面積ですが、約40平米。被害の箇所は、厨房と配膳カート置場になります。後で図面のほうをごらんいただきたいと思います。被害の状況につきましては、すすによる調理室全体への被害と、天井裏は確認のため消防のほうで穴をあけてありますので、そこが損傷をしております。窓ガラスが割れた状態でございます。調理器具は焼けたりしていますので損傷がありますし、床、壁、天井もすすとかで痛んでおります。照明器具につきましては、焼け落ちているという状況にございました。

裏面をお願いいたします。5番の今後の対応でございますけれども、保育につきましては、保育室のほうは、おかげさまで無事でありましたので、翌日、本日からですけれども、通常の保育を行っております。それから、園児への精神的ケアの対応でございますけれども、保育相談員などを本日から宗賀中央保育園に配置をさせていただいてケアに当たっておりますし、保護者からの相談への対応もしていきたいということで対応しております。調理室の修繕でございますけれども、本日から保育に備えまして、当日中、きのう中になりますけれども、清掃業者による清掃作業を行いました。建物の早期修繕につきましては、早急に行う必要があるということで、業者に現場確認をお願いをして、修繕内容の決定を行って早期発注に努めていきたいというふうに考えております。調理器具につきましても早期復旧・再配置を行うということで、建物同様の対応をとっております。保護者への対応ですけれども、今回の火災発生のおわびと今後の対応ということで、本日になりますけれども、保護者宛てに改めて文書のほうを出させていただきたいというふうに考えております。

給食調理業務の状況ですけれども、平成29年度から給食調理業務をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社松本営業所に委託をしております。委託期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月3

1日の3カ年ということで、宗賀中央保育園の年額の委託料が863万1,360円ということでございます。当日の調理員につきましては、4名いたということでございます。

裏面の図面になりますけれども、確認の意味で宗賀中央保育園の位置図、宗賀小学校が隣接しておりましたので、おかげさまで宗賀小学校のほうに園児が避難ができたという状況でございます。

また、裏面をごらんいただきたいと思います。宗賀中央保育園の配置図でございますけれども、左側が宗賀小学校になります。真ん中とこらへんに玄関というふうでございますけれども、玄関を上がっていただいて、正面が事務室になります。保育室は中庭に面したような形でLの字に保育室がございますけれども、玄関を入っていただいて左に行ったところが厨房になります。その厨房から、大型の回転釜がございまして出火をしたということでございます。被害につきましては、黒く塗ってある部分の中が主な被害になってございますけれども、一部、すす等が休憩室のほうまで行っておりますので、そんなところのクリーニングも必要になってくるという状況でございます。

それで私、今朝、現場のほうを確認しましたがけれども、7時半から長時間の朝の早い保育が始まっておりますので、お子さんたちも、お母さん方も通常どおり来ていただいておりますし、においのほうは、私の感じたところでは全くなかったという状況でございます。それから、厨房の廊下側になりますけれども、ブルーシートで中が見えないような形にしてありますので、お子さんの目には、ブルーシートは見えますけど中の状況は見えないという状況にしてありますので、そんな対応をさせていただいております。いずれにしても、早急に給食のほうが何とか、どんな形でも再開ができるような形で今、検討をしておりますので、そんな状況でございます。以上、報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。この火災につきまして、皆様のほうから何か御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、委員会に入りたいと思います。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。日程について副委員長から説明をさせます。申し上げます。

○副委員長 今回の委員会は、本日とあすの2日間にわたって審査を行います。今回は、当委員会に付託されました陳情が1件ございますので、これにつきましては、あすの午後1時からの審査を予定しております。また、あすの委員会終了後に福祉教育委員会協議会を予定しております。さらにこの協議会後になりますけれども、今、御説明がありました宗賀中央保育園調理室、火災がありましたところを視察する予定としておりますので御承知おきいただきたいと思います。また、議会終了後の懇親会につきましては、定例会最終日の19日に予定されておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう、御協力をお願いいたします。発言に際しましては、必ずマイクの使用をお願いします。UDトークアプリによる音声自動変換を使い会議録の作成の補助をしております。

議案第6号 塩尻市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第6号塩尻市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 ありがとうございます。それでは、議案関係資料の23ページをお開きください。議案第6号塩尻市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

1の提案理由につきましては、新年度からふれあいセンター東部の改修工事が始まりますが、それに伴いまして閉鎖するデイサービスセンターみどりの郷を廃止することに伴い、必要な改正をするものでございます。

2の改正の概要は、みどりの郷に係る規定を削るものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、次の24ページをお開きください。第2条の一覧の中から、みどりの郷を削るものでございます。

4の条例の施行等につきましては、デイサービスセンターみどりの郷が、現在、桔梗荘のところにありますデイサービスセンターききょうの郷に移転するための改修期間が2カ月ほど必要なため、平成30年6月1日から施行するものでございます。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号につきましては、原案のどおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第7号 塩尻市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第7号塩尻市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 では、続きまして同じ資料の25ページをお願いいたします。議案第7号塩尻市老人福祉センター条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

1の提案理由につきましては、議案第6号と同様に、ふれあいセンター東部の関係に伴いまして閉鎖する老人福祉センターみどりの郷を廃止することに伴い、必要な改正をするものでございます。

2の改正の概要は、みどりの郷に係る規定を削るものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、次の26ページをお開きください。第2条の一覧の中から、みどりの郷を削るものでございます。

4の条例の施行等につきましては、平成30年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第8号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第8号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 では、同じ資料の27ページをお願いいたします。議案第8号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

1の提案理由につきましては、第7期介護保険事業計画で見込まれる介護保険の利用者数、サービス料等に基づき保険料率を定めることに伴うものと、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成28年9月に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、必要な条例改正をお願いするものでございます。

2の概要ですが、御説明させていただきますと、第7期介護保険計画の平成30年度から32年度までの3カ年間にわたる財政運営期間中の介護保険料は、さきの本委員会協議会並びに議員全員協議会におきまして御説明申し上げましたように、給付費の増加が見込まれますものの、29年度特別会計決算見込みによる剰余金並びに現在保有する財政調整基金から2億3,000万円余を活用しますと、保険料率の引き上げを行わなくても3年間の収支の均衡が保たれますので、次の28ページに参考としてつけさせていただきました表のとおり、第7期の平成30年度から平成32年度までの介護保険料は、現行の保険料を据え置き、基準額は月額5,100円とさせていただきますというものでございます。

また、今回の条例改正は27ページの2の概要にございます、譲渡所得に係る特別控除額を控除するという文言がございますが、これにつきましては、介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料段階の判定に、所得をはかる指標として合計所得金額を用いておりますが、この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じます売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合に、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合がございます。土地の売却等には、災害や土地収用等を含む本人の責任によらない理由による場合もあることから、このような土地の売却収入等を所得として取り扱わないようにすることとするよう、保険料段階の判定に現行の合計所得金額等から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、次の29ページをお開きください。改正案の第2条(6)アの3行目に、(租税特別措置法)から始まるアンダーラインの部分がございますが、この各条項に該当する長期譲渡所得又は短期譲渡所得が対象となります。例えば、収用、交換等のために土地等を譲渡した場合の最大5,000万円など7項目になります。そのほかは、第7期介護保険事業計画にあわせ年度を3カ年ずつ、平成30年度から32年度としたものと、次の30ページの第15条の被保険者の部分につきましては、65歳未満の第2号被保険者で、介護保険サービスを利用する人が増加してきておりますので、質問調査権に協力を得られない人に対する

罰則の網を全ての被保険者に対して拡大するものとなります。

27ページに戻りまして、4の条例の施行等につきましては、平成30年4月1日から施行しまして、平成30年度以降の年度分の介護保険料について適用するものとなります。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第9号 塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第9号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、各条例改正議案の説明に当たりまして、その前提になっております介護保険法等の改正が行われておりまして、その概要について触れさせていただきたいと思っております。議案第15号までの介護保険関係の条例改正につきましては、全て影響を受けておりますので、前提としましてポイントのみではございますが、初めに御説明させていただきます。それは、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律と申しまして、介護保険法を初め、老人福祉法、医療法、児童福祉法、高齢者虐待防止法など31本の法改正を束ねたもので、この成立によりまして、平成30年度介護保険制度改正の大枠が固まったものでございます。大きくは2つの柱で、1の柱は、地域包括ケアシステムの深化・推進です。深化は深いという字の深化になります。2の柱は、介護保険制度の持続可能性の確保です。条例改正に係るものは1の柱になります。こちらは3つの内容になります。

1つ目が自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進ということで、地域包括支援センターの機能強化、居宅サービス事業者の指定等に関する保険者の関与強化、認知症施策の推進などがございます。

2つ目が、医療・介護の連携の推進等ということで、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されます。これは現行の介護療養型医療施設、介護療養病床と言った方がわかりやすいかとも思います。これが平成30年3月末に廃止される措置への対応策でございます。ただし、経過措置期間は6年間延長されました。介護医療院は、平成30年4月から導入され、日常的な医学管理や、みとり・ターミナル等の機能と生活施設としての機能等を兼ね備えた施設として位置づけております。

3つ目が、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等ということで、市町村による地域住民と行政等との

協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化と、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけるというものでございます。地域共生社会とは、高齢者、障害児者、子供など地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域コミュニティーであり、この実現を目指すとしております。具体的には、新たに共生型サービスを位置づけ、既に障害福祉サービスを提供している福祉事業所等が、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくすることを目的として、介護保険サービス事業の指定を受けやすくするため基準緩和を行うというもので、その逆も同様というところでございます。

では、同じ議案関係資料の31ページをお願いいたします。議案第9号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。表題の条例は、平成23年5月に公布された第1次地方分権一括法により、国の省令で定めていた事項を市町村の条例で定めるよう、地方自治体に権限が移譲されたことから、国の基準と同様の内容を規定した条例となりますので、本市にないサービス事業が含まれております。また、表題の指定地域密着型サービスの事業とは、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護など、事業所の所在する市町村が事業所の指定を行い、原則としてその市町村にお住まいの方が利用できる施設で、要介護認定1から5の方を対象とするサービスであります。

今回の改正は、1の提案理由にありますよう国の省令が改正され、新しい基準が平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、当該基準に準じて条例改正を行いたくお願いするものでございます。

2の改正の概要につきましては、新旧対照表の中で御説明申し上げます。

下の4の条例の施行等につきましては、平成30年4月1日から施行をお願いするものであります。

それでは、32ページからの新旧対照表をごらんください。32ページ最初の目次の第3章の2第5節に共生型地域密着型サービスが出てまいります。恐れ入りますが、38ページまでお進みください。3行目の第5節、そのサービスに関する基準がございまして、4ページにわたりまして、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等について記載されております。それでは、また34ページまで戻っていただきまして、34ページの(12)に介護医療院というものが出てまいります。こちらは先ほど内容としては説明させていただいたものでございます。主な改正点は、この2点を加えたものになります。

その他につきまして御説明をいたします。33ページに戻っていただいて、6行目(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)の第6条の2、オペレーターとありますけれども、これは随時対応サービスとして利用者又はその家族からの通報に対応する介護看護従業者のことではありますが、条件を満たせば経験年数1年以上でよいと緩和されたものであります。また、次の34ページの4行目では、夜間のみとされていたものが24時間充てることができる緩和されたものでございます。定期巡回等のサービスやそのサテライトといったものは本市にはございませんが、都会では土地や人材の確保が困難なことにより、大規模な入居型施設の増加が見込めないため、自宅で十分な介護、看護、医療のサービスが受けられる体制づくりのため緩和方向にシフトしたもので、このページ以降、随所にわたり条文の改正を行っております。

この条例に規定されているサービス事業所の種別は、ただいまの定期巡回・随時対応型訪問介護看護など合計9つのサービスに関する規定を定めております。このうち本市にありますサービス提供事業所は4種類となりま

すので、その事業所にかかわります改正内容の主なものを御説明申し上げます。

47ページまでお進みください。47ページの表の中欄の下方は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設されている施設名として介護医療院を加えるもので、次の48ページには、当該事業所の同一敷地内にある施設として指定地域密着型通所介護事業所を加えたものでございまして、49ページの中ほどと下方にこの表のことがうたわれているものです。

52ページまでお進みください。中ほどの第117条の7ですが、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から運営基準を強化するものであります。

それでは、68、69ページまでお進みください。附則（経過措置）の2の69ページの初めに、療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換とありますのは、初めにも申し上げましたが、介護療養病床は、平成29年度末での廃止が決定しておりましたけれども、介護医療院への転換準備のために設ける経過期間は、平成30年4月から平成36年3月までの6年間とされたというものでございます。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○副委員長 済みません、話聞いているだけだとよく理解がしにくいところがあるんですけども、端的に市内の施設と結びつけて話していただくとわかりやすいのかなと思うんですが。介護医療院ですか例えば、介護医療院って市内にはあるんでしょうか。

○長寿課長 4月からの部分ですので、今現在はありませんが、介護医療院に転換がすぐにできるっていう言い方も変ですけども、ところとしては、例えば中村病院さんの療養病床というようなところが該当になってまいります。

○副委員 例えば中村病院さんなどはやる意向は持っていらっしゃるんですか。

○長寿課長 直接しっかり確認はしてございませんが、経営的な判断としまして、続けた方がいいのか、この6年間の猶予期間だけやってやめたほうがいいのかとか、いろいろな経営的な御判断があると思いますので、その辺につきましては、確実な確認はしていません。ただ、ちょうど松本市との境に上條記念病院さんがありますけども、こちらのほうは転換の意向があるようでございます。以上です。

○副委員長 今の介護医療院はそういうことだとわかりましたけど、ほかの関係で、市内の施設に何か大きく変化がありそうだとか、こういうふうになる見込みだとかいうものがあつたら、今の現段階で結構ですけども、教えていただきたいと思います。

○長寿課長 大きく影響があるということはないと思っております。出てきた内容の多いところが、先ほど申しました巡回型とかサテライトとかいうようなところでこの辺にはございませんので、あとは認知症のグループホームとか、それから小規模の特養とかいうところがまた第7期の計画の中で整備をする予定になっておりますけれども、そういうところに併設する形の認知症のデイサービスですとかいうようなものができてくるとしますと、その辺の利用定員の関係が少し緩和の方向に動くっていうようなことが関係してくる部分があると思います。

○山口恵子委員 ただいまの法的整備、法とあとは整備状況の変更内容などお聞きしたんですけど、実際に施設側がこれを実施するという場合ですね、人的確保、今の現状でも介護人材が足りないっていうようなことが言われていますが、その辺の心配というか、そのような状況はあるのかないのか、その辺をお聞きします。

○長寿課長 今の介護医療院のように転換するものについては、大丈夫かなというところではありますが、新規に例えば施設をオープンさせるということになると、当然基準に見合っただけの介護職員や看護職員を雇わなければいけませんので、その辺の人の取り合いといいますか、人材確保のことが大変重要になっておりますし、なかなかこの辺も問題になっているところではあります。これも確実な話ではありませんけれども、外国人の労働者のこととかそういうことまで選択肢として広く考えていかなければいけないところまで来ているというふうに、経営サイドの方のほうではおっしゃっていらっしゃいますので、もうそこまで考えながら人材の確保を進めるといような方針だと思います。

○山口恵子委員 あともう1点。これまでも市内でいろんなタイプの形の介護施設などオープンしてきていましたが、オープンする当初の市からの補助金なのか国からの補助金なのか多分あったかと思うんですけど。一般的な話、基本的なことではいいんですけど、その補助金もやはり期限がありますよね。そうすると、施設側とか介護施設側の経営のほうにも大きく影響が出てくるかと思うんですけど、補助金の扱いについての基本的な考え方をお聞きします。

○長寿課長 補助金につきましては、基本的に箱物を整備するのに当たり係る経費に対しての補助金という形なろうかと思います。例えば31年度に着工して31年度末にオープンするというような予定であれば、31年度の県の予算要求とかそういったところに間に合うように手を挙げて、31年度中に所定のことを全てして補助金を交付してもらうというようなことでございます。御答弁になっているのか、ちょっとあれですが。

○山口恵子委員 よくわかりました。市内に勤めている介護従事者の方から、施設整備に当たり市から補助金があったんだけど、その補助金が切れてしまって経営が厳しいので介護職員の報酬を下げられるみたいなお話を実際に聞いたものですから、やはり目的に合った補助金のあり方として、市としてもしっかりその辺を誤解のないように対応していただきたいというふうに要望であります。経営者側が従業員にどのように説明していたかは、私はちょっとわかりませんが、そういったようなお話をちょっと聞くことができますので、適正な対応をお願いしたいと思います。要望でいいです。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第9号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第10号 塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第10号塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定

地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、同じ資料の72ページをお願いいたします。議案第10号の条例改正につきましては、表題をごらんいただきますと、塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業とあります。この介護予防サービス事業は、要支援認定1、2の方を対象とするサービスで、前段の第9号の条例が要介護1から5の方を対象とするものとなっておりますが、同じ事業所で要支援と要介護の方を対象にサービスを提供しております。また、この条例改正におきましても、前段の第9号と同様に、第1次地方分権一括法により定めたもので、今回の条例改正は、第9号と同様に国の省令改正に伴うものでございます。条例改正の内容につきましても、第9号で御説明申し上げましたグループホームなど3種類の事業所に係る基準が定められております。改正内容も第9号と同様となりますので、説明を省略させていただきます。以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はございますか。

○副委員長 よく介護施設なんかでは、暴力というか、そういうことが課題になりますけれども、その中でここには入所者に対する身体的拘束の適正化っていうのがありますよね。これはこの委員会を設けて、3カ月に1回以上とか、研修会をやれとかいうふうになっていきますけれども、これはその施設内の話であると思うんですけども、これに市として担当部署として関わっていくっていうようなことはあるのでしょうか。

○長寿課長 地域密着型の施設やサービスにつきましては、昔は外部評価といって、外部評価の団体に評価をしていただいたりしていたんですが、最近は運営推進会議というような会議を持ちまして、それには地域の方の代表ということということで、別に誰じゃなければいけないという決まりはないんですけども、区長さんであったり、民生児童委員さんであったり、農協の役員の方であったりとか、いろいろ地域の方がそこに入りまして、そういった推進会議を行っております。そういう中には行政も入れさせていただいておりますので、そういうところでですね、内部評価みたいな形になりますけれども、評価をさせていただいたり、それから定期的にあります推進会議の中で、そういったことに対して質問をしたりというようなことでもって、見守りをしているというか、御指導をしているというか、そんなような形でございます。

あと済みません、もう1つ追加をさせていただきます。それぞれの施設に虐待を防止、予防するためのマニュアルは全て設置されておまして、そういうものに従って職員の方はお仕事をしているというような形になっております。以上です。

○副委員長 それでいろいろ地域の方が入ったり、あるいは行政も加わって行われる運営推進会議っていうのは年に何回ぐらい行われるんですか。

○長寿課長 施設によって、サービスの内容によって違うんですが、二月に1回から6カ月に1回とかいうような形でもって行われております。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。いいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第10号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第10号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第11号 塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び塩尻市保育所等利用調整会議条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第11号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び塩尻市保育所等利用調整会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案第11号塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び塩尻市保育所等利用調整会議条例の一部を改正する条例についてお願いいたします。議案関係資料は82ページからになりますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

まず1の提案理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布、具体的にはですね、第7次の地方主権一括法になりますけれども、これによりまして一部改正されます、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、これが平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

次に2の概要についてでございますけれども、引用している就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、この条項を改めます。それから具体的にはですね、認定子ども園につきまして、現在は都道府県知事の権限になっております認定、これにつきまして、これを指定都市の長に権限を移譲するということとなっております、それに伴いまして、事前に都道府県知事に協議をすること、それから、認定子ども園を認定した際には、都道府県知事への申請書の写しの送付、この2項について新設をしていることから、本来、第9項に規定をされておりました認定子ども園の公示についての条項が2つずれまして11項になり、引用部分が項ずれを起こしていることから、改正をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきますので、83ページをお開きいただきたいと思います。まずは塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例になります。この第15条におきましては、市が小学校就学前の子供に対する保育所等の適切な提供ということについてうたわれております。右側が現行、左側が改正案になりますけれども、右側現行の条例第2号の下線部分をごらんいただきたいと思います。同条例第9項とありますけれども、これが左側の改正案のとおり、項ずれを起こしていることから、第11項に改めさせていただくものでございます。

また、続きまして84ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては、塩尻市保育所等利用調整会議条例の新旧対照表になります。この第2条におきましては、保育所の定義についてうたっておりますけれども、右側現行の第2条第1項の下線部分になります。第9項の部分左側の改正案になりますけれども、この部分も同じく項ずれを起こしていることから、第11項とさせていただきますのでございます。

資料は82ページにお戻りいただきまして、4の条例の施行等については、平成30年4月1日に施行するものでございます。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。

○山口恵子委員 この認定こども園についての権限が都道府県知事から移るってということなので、その場合、塩尻市も対象になるということですか。

○こども課長 こちらの権限移譲につきましては、指定都市ということになっておりますので、北は札幌から南は福岡でしょうか、全20都市、政令指定都市が対象になるということで、当市においては該当にはなりません。

○山口恵子委員 わかりました。

○委員長 ほかにはどうですか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第12号 塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第12号塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第12号塩尻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

それでは、同じ議案関係資料の85ページをお願いいたします。議案第12号の条例改正につきましては、表題をごらんいただきますと、塩尻市指定介護予防支援等の事業とあります。この条例は、平成25年6月に公布された第3次地方分権一括法によりまして、長寿課などにあります地域包括支援センターの人員及び運営基準などを定めたものでございます。今回、条例の基礎となる国の省令の基準が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、同様の内容で条例改正をお願いするものでございます。

2の改正の概要でございますが、先に申し上げました医療・介護の連携の推進等というのがありますが、そこに関連したものとなります。入院時における医療機関との連携を促進する観点や、平時からの医療機関との連携を促進する観点から改正されるものでございます。

主な内容について申し上げますので、新旧対照表の87ページをお願いいたします。3の部分ですが、入院時における医療機関との連携を促進する観点から、介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づけるものでございます。

続いて、89ページをお願いします。(15)の部分ですが、これはヘルパーさん等から伝達された利用者の口

腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネージャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づけるものでございます。

続いて、90ページをお願いいたします。(23)の部分ですが、これは利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされておりますが、この意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス計画を提供することを義務づけるものでございます。

4の施行日につきましては、30年4月1日から施行をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。どうでしょうか。

○**永田公由委員** この指定介護予防支援事業者というのは市内にどのぐらいありますか。

○**長寿課長** 現在2つでございます。中央地域包括支援センターと北部地域包括支援センターの2カ所でございます。

○**永田公由委員** それと具体的に今までと特にここが大きく変わるとかっていう部分ってのはあるわけですか。

○**長寿課長** 大きく変わるっていうとちょっと何と申していいかっていうところはあるんですが、今までもお医者様やなんかと情報はできるだけ密にして連携をとるように努めていたことには変わりはないんですが、それだけだとしていうところもあって、今回はその機能を強化するっていう意味で、どっちかという規制強化といえますか、今度しなければならぬという、そういうふうになりましたので、より一層、医療と介護の連携について、法といいますか、そちらで縛ったということで、条例にもそういうふうにならわしていただくということで御理解いただきたいと思っております。

○**委員長** ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第12号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第12号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

それでは、11時10分まで休憩をさせていただきます。

午前10時58分 休憩

午前11時05分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案第13号 塩尻市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○**委員長** 次に、議案第13号塩尻市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、同じ議案関係資料の91ページをお願いいたします。議案第13号塩尻市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

1の提案理由につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布によりまして一部改正される介護保険法が施行されることに伴いまして、必要な改正をするものでございますが、2の改正の概要につきましては、(1)にありますとおり、条例の題名を改めるものですが、これはこの後で御審議いただきます議案第15号と関連しております。この条例の表題にあります指定介護予防支援事業所は、議案第12号の説明で出てまいりました地域包括支援センターのことで、この条例の題名に加わる指定居宅介護支援事業所は、要介護認定者のケアプランを作成するケアマネージャーさんの事業所のことでございます。この指定居宅介護支援事業所に関する事務は、現在、都道府県の事務ですが、平成30年4月1日から市町村の事務になりますので、この指定に関する基準を加え、題名を改めるものでございます。(2)につきましては、もともとから法人である者であります、新規に市の条例になるために定めるものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、次の92ページをお開きください。第1条、第2条に介護保険法第79条の規定を加えるものでございます。

4の条例の施行等につきましては、平成30年4月1日から施行するものです。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありますか。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第13号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第14号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第14号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民活動支援担当課長 それでは、議案第14号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例でございます。

1の提案理由及び2の概要につきまして、制度の内容も含めまして若干詳しく説明をさせていただきます。地方税法では、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人の活動に対してですね、個人が行った寄附のうち、市町村の条例で定めるものは、寄附者の市民税所得割、これが軽減されるというふうに規定をされております。これは平成23年度の税制改正により新たに創設された制度でございます。控除額は、寄附額のうち2,000円を

超えた分の6%となりまして、例えば1万円寄附いたしますと、8,000円の6%、480円の税額控除となります。これは所得割が課税されなければ対象外になります。さらに地方税法では、NPO法人から申し出があり適切であると認められた場合は、条例で名称と所在地を明らかにするというふうに規定されております。本市ではNPOの財政基盤の強化、そして市民が支えるNPO、これの実現という観点から、平成28年4月に条例指定を始めまして、現在11団体を指定してございます。今回、特定非営利活動法人えんのわから申し出がありましたので、議案関係資料94ページ、新旧対照表にありますとおり、別表最後段のわおんの次にえんのわ、こちらの名称と所在地及び指定の期間、これを追加するものであります。

指定の基準は5つあります。まず市内に事務所を有すること。こちらは塩尻市大門一番町12番2号、えんば一く2階の協働オフィスに事務所を構えてございます。2つ目、県が認定する認定法人又は特例認定法人ではないこと。NPO法人の中でもさらに厳しい基準を満たした法人は、認定あるいは特例認定されまして、所得税や法人税まで優遇措置を受けられるというものであります。市の条例指定には、この認定法人を目指していただきたいと、そういう意味合いもありますので、そこまで到達した法人はこの条例指定からは外れるということになります。ただ、市内にはこの認定法人1団体しかありません。えんのわは該当しておりません。3つ目の条件、法人市民税の申告書を提出していること、そして、市税を滞納していないこと。どちらも申告の写し、あと納税証明書で確認をいたしております。最後5つ目ですが、市民の福祉の増進又は地域課題の解決に寄与するための事業を継続的に行い、今後も引き続き市内で当該事業を行う予定であることというものがあります。

このえんのわというのは、任意団体として5年間活動した後、平成28年3月に法人格を取得して設立されました。活動内容は、中間支援組織としてNPOあるいは市民活動団体の育成支援に特化した活動を行っております。もともとは別のNPO法人や市民活動を過去から続けていて、高いスキルを持った人たちが集まって設立された団体でありまして、それぞれの得意分野を生かして活動していると。本市でも市民活動支援業務を委託して団体向けの研修や講習、あるいはNPOの設立、起業を目指す人などの相談業務、あとは市民活動を広くアピールする、そういった場の創出、あるいは広報活動などを実施しております。ほかにも県からは広報コンサルタントの業務、あるいは安曇野市などからも協働コーディネーター養成講座、こういった業務などを請け負うなど、本市を拠点にして市民活動の敷衍のために大きな役割を担っている法人であります。以上、指定基準を満たしていると考えられますので、本条例を改正いたしまして、特定非営利活動法人えんのわを条例指定したいというものでございます。

93ページ、条例の施行等でございますが、30年4月1日から施行したいと考えてございます。私からは以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○副委員長 県の認定法人は1団体というふうにお聞きしたと思うんですが。そこはどなかんどうでしょうか。

○市民活動支援担当課長 市内には全部で35のNPO法人がありまして、県の認定法人を受けているのは、長野サマライズ・センターでございます。

○委員長 ほかにはどうですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第15号 塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

○委員長 次に、議案第15号塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、同じ議案関係資料の95ページと議案集の議案第15号をお願いいたします。議案第15号塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げます。

1の提案理由につきましては、議案第13号と同様、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布により一部改正される介護保険法が施行されることに伴いまして、新たな条例を制定するものでございます。

2の制定の概要につきましては、議案第13号で御説明申し上げましたことと同様、この指定居宅介護支援事業所に関する事務は、現在、都道府県の事務ですが、平成30年4月1日から市町村に全ての事務がおりてまいりますので、事業の人員及び運営に関する基準を新規に定めるものでございます。

次のページの新旧対照表は、先ほどの議案第9号の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に本条例を定めることにより改正になるものになり、本条例の附則3に記述されるものとなります。

本条例の全文は、議案集の議案第15号をごらんいただきたいと思っております。塩尻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例でございます。左上の目次から下第5章補則までと、附則により構成されております。

それでは、改正された部分を中心に御説明させていただきます。次のページの（管理者）第4条のところですが、2の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないとあります。これは質の向上を目指した機能強化策となります。ただし、附則の経過措置にありますとおり、平成33年3月31日までの猶予がございます。

次のページ、第5条の3です。2行目、後半からになりますが、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならないというもの。また、この条例の7ページの（14）ですが、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとするというもの。また、8ページ（21）利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。（22）前号の場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないとあり

ますのは、医療と介護の連携を強化する地域包括ケアシステムの推進を図ることを目的としたものでございます。

条例の施行等につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○**山口恵子委員** 医療と介護の連携を深めるということは、これまでも課題で重要なことですが、情報提供の手段としては、文書で提供するのか、または診療の機会、診察の機会と一緒にいって説明をするのか、その辺はどのような方法で行われるのかお聞きします。

○**長寿課長** 今の条例では介護計画のプラン、要するにケアプラン、それから先ほどの地域包括支援センターのところでは支援のプラン、これもケアプランですけども、については、プランそのものの写しを渡せばいいわけでございますけれども、先ほどの、例えばヘルパーさんから入った情報でもって、これは医療のサービスと絡んでいたりしますからドクターに伝えたほうがいいというような御判断あった場合にはですね、どういふものでか、ついていかなきゃいけないかとかいうようなことはちょっと細かくは決まっておられません、特に様式もありませんので、その辺は電話でも何でもとにかく情報を提供しているようなことでもって考えればいいと思います。ただ、また今後ですね、そういうことだとなかなか徹底できないというようなことであつたりしますと、その辺のところ、紙で出すとかどうするかというようにことがまたちょっと決まってくるかもしれませんけれども、今のところ特にどういふ方法でなければいけないということではありません。

○**山口恵子委員** わかりました。

○**委員長** ほかにはどうでしょうか。どうでしょうかね。

○**副委員長** 医療と介護の連携というのは非常に大事なことだと思うし、進めていただければいいと思うんですが、今、山口委員のほうからもちらっとありましたけれども、この中身を見させていただくと、個人情報の提供とかもそうだし、利用者は入院するつもりがあるなら介護支援専門員の名前を病院に伝えておいてよねとか、そういうこともあるんですね。それはまた介護員も変わるかもしれないですね、変わるってことはないんでしょうか。

○**長寿課長** 担当のケアマネージャーさんが変わるということはありません。ただ、特に事業所を変える場合には、市のほうに届け出をしていただいて、担当のケアマネージャーさんが誰かというところをはっきりさせていただいて、介護保険証をもう1回出し直したりしますので、その辺はいいかなとは思いますが、確かにいろいろ、ちょうどはさまのところではいろいろあるかもしれません。

○**副委員長** 要は言いたいことは、この連携はすごくいいことなんですけども、少しこの中身を見させてもらっているとな面倒くさいみたいなのところがあつてね、それによって早晩、この試みがうまく流れていかなくなるなら本末転倒な部分もあるんで、ぜひスムーズに流れるようにやってください。要望しておきます。

○**長寿課長** 済みません、要望ということでしたが、実は今の居宅介護支援事業所というのは、今まで県のほうでもって指定とか指導とかそういったことを全部していたわけですが、今回この医療と介護の連携っていうことを前提に都道府県から市町村に全ての事務がおりてきます。ですので、今度はこういった医療と介護の連携ということが各事業所さんでもってきちんとできていないと、市のほうでその指導に入らないといけないというようなことがありますので、より身近なところでそういったことがリアルにわかると思いますか、例えば、もし医師

会さんのほうからですね、ちっともそんなもん来ないぞとかっていう苦情が我々のところへ来れば、ちっとそれを調べさせていただいて御指導させていただいたりというようなことをきめ細かくしていかなければいけないのかなというふうに考えておる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○永田公由委員 県から市へ来るということで、今の長寿課の体制で対応できるわけ。

○長寿課長 県からいろいろな事務がおりにくることははっきりしているんですが、その事務量がどのくらいあるかというところがよくまだわかっていなくてですね、県のほうじゃ大したことないよみたいなことを言うんですが、大変だなんて言うわけがないと思いますので、その辺はちょっと状況を見ながらですね、とりあえずは長寿課にいる人材の中で何とかやりくりをしてやっていきたいと思います。ただ、これがボリュームがすごくあってですね、今回こういった医療と介護の連携とかいろんなことがふえておりますので、そういうことであればまたいろいろ御相談させていただきたいというふうに考えてはおります。とりあえずは今の人材の中でもってやりくりをさせていただきます。

○永田公由委員 こういうのはやっぱ専門的な知識がないとだめってことでしょう。それと4月1日から施行されるのに、県から来る事務量がまだ未確定っていうのもちょっと。どうしてっていう気がするんだけど、その辺は県から何も言ってこないってこと。

○長寿課長 当然会議の中では、こういった事務という、事務の内容はわかるんですが、そのボリュームが実際長野県がどの程度にやっていたのかっていうところがやっぱりよくわからない部分があります。当然、ケアプランチェックなんかは今でも保険者としてはやってはいるんですけども、それとあわせた事業所の指導をしていかなきゃいけませんし、その辺どうなりますか。あとは、今は県が指定をした事業所になっていますから、書類も今度県から市のほうへもらって来なきゃいけないんですけども。そんなにたくさんないよって言うんですけど。一応ちっちゃなキャビは1つは用意したんですが、そのくらいで入るのかどうなのかとかいうようなところもちょっと全て含めましてですね、実は4月になってみないと。今のところ3月の31日までは県の事務なものですから、どうしても4月以降でないと書類も来ないしということもありまして、済みません、不明確なことが多すぎて申しわけないです。以上です。

○委員長 どうでしょうか。山口委員、どうですか。

○山口恵子委員 今、事務量とかはわからないっていうことですけど、県が指定した事業所っていうのは市内にどのくらいあるか、その数字はわかりますか。

○長寿課長 一応29年度の段階で19事業所ございます。

○山口恵子委員 今後ですね、またふえる可能性というか、その辺の動きがもしわかったらお聞きします。

○長寿課長 要介護の認定者が少しずつ、高齢者人口がふえることによって、出現率が同じでも数はふえていきますので。それで居宅介護支援事業所のケアマネージャーさんも1人でもって何百件もやっていいとかそういうわけにはいかないの、法律でもって何十件と決まっています、そうやって考えると、そこで人が、ケアマネージャーさんがふえていけば事業所がふえなくてもこなせる数はふえるんですが、事業所もふえる可能性はあると思います。以上です。

○山口恵子 よくわかりました。

○委員長 よろしいですか。それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第15号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第23号 平成30年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目市民交流センター費、3款民生費（1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費中1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費及び4目母子保健費、5款労働費中1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費、10款教育費（6項保健体育費2目体育施設費のうち新体育館建設事業を除く）

○委員長 それでは、議案第23号平成30年度塩尻市一般会計予算についてを議題といたします。たくさんありますので区切って行います。初めに、歳出2款総務費1項総務管理費14目市民交流センター費、予算書113ページから118ページ、3款民生費1項社会福祉費、予算書の135ページから152ページまでの説明を求めます。

○交流支援課長 それでは、予算書113、114ページ、14目市民交流センター費からお願いをいたします。予算説明資料では34、35ページになります。予算書の説明欄に従いまして説明をさせていただきます。

114ページ、下のほうになりますが、初めの1つ目の白丸、嘱託員報酬3人分と社会保険料ですが、交流企画及び協働コーディネーター等の嘱託員の報酬となります。

次ページ、115、116をお願いいたします。一番上の白丸、市民交流センター管理諸経費につきましては、施設の適切な維持管理を行う経費1億2,138万6,000円でございます。前年度対比では237万3,000円の増額でございます。その中の主なものでございますが、上から4つ目の黒ポツ、営繕修繕料419万7,000円になりますが、これは市民交流センターの長期修繕計画を立てまして、それにより営繕修繕を実施するものでございまして、市の専有部分にかかわる施設の長期保存にかかわる修繕費になります。30年度は主に消防器具や空調関連機器部品の交換などになります。そこから6個下がっていただきまして、施設整備点検委託料180万3,000円ですが、これはフロン排出抑制法によりますエアコンの定期点検を専門業者に委託するものであります。次の黒ポツ、施設管理委託料3,682万8,000円ですが、市の占有部分の清掃、警備、空調機器保守点検等の管理委託料になっております。その下の3つ目の黒ポツ、駐車場使用料792万1,000円につきましては、市営駐車場の駐車料になります。そこから3つ下の黒ポツ、AED使用料につきましては、市民交流センター1階の児童コーナーと2階の総合受付に配置いたします2台のAEDの賃借料でございます。その下、施設管理分担金6,082万8,000円でございますが、えんぱーく管理組合への支払いで、共用費、電気使用料、下水道使用料等の分担金になります。

次の白丸の市民交流センター交流企画事業につきましては、5つの重点分野、図書館、子育て支援、ビジネス支援、シニア支援、市民活動支援を融合させた事業の実施及び2階総合窓口の施設の運営に関する経費1,58

9万6,000円でございます。112万円の減額となっております。その中の3つ目の黒ポツ、臨時職員賃金につきましては、総合受付担当の5人の臨時職員の賃金となっております。その下3つ目、講師謝礼115万5,000円でございます。市民交流センター内での交流イベント、各種講座の講師にかかわる経費でございます。8個飛んでもらいまして、IT講座運営事業等委託料250万円でございますが、ICTルームを活用いたしまして、市民向けの基礎講座等を開催する委託料となっております。2つ下の黒ポツ、市民営提案事業委託料127万4,000円でございますが、市民活動団体等に事業の提案を募り、行政が行うよりも大きな期待が持てる事業につきまして事業委託するものでございますが、交流企画事業に関しましては、29年度に引き続きまして市民交流センター内で開催いたします、こどもだけの街こどもしおじりでありまして、こどもしおじりの中で社会の仕組みを知る、また、まちづくりも考えるというキャリア教育の企画でございます。

続きまして117、118ページ、お願いをいたします。2目の黒ポツ、こどもアトリエタウン負担金でございますが、市内外で活動している美術作家を迎え、子供を対象にワークショップ形式で子供だけのアート作品をつくる体験型アートイベントでございまして、実行委員会への負担金となります。以上です。

○市民活動支援担当課長 続きまして、協働のまちづくり推進事業でございます。予算額489万円、前年度比127万6,000円のマイナスとなっております。黒ポツですが、下から8つ目の黒ポツ、市民営提案事業委託料(まちづくり)67万円ではありますが、平成29年度に一般社団法人信州アルプス大学から事業提案を受けまして、市民大学のプラットフォームを生かした市民講座というものをやっております。市民団体の発案で生まれた貴重な事業であることから、平成30年度も継続して取り組んでいきたいというものでございます。内容は、市民が先生、市民が生徒となり、地元の知恵を地元で生かすといった市民大学の仕組みを取り入れた市民講座、こちらを定期的に開催すると。あと機関誌の発行によりまして、活動内容の広報、あるいは情報発信を行うもの。市民活動図鑑というものを発刊しまして、市民活動団体の紹介を行っているというものでございます。1個飛ばした黒ポツ、市民活動支援業務委託料でございます。141万円でございますが、市民活動支援の業務の一部を中間支援組織こちらに委託したいというものでございます。内容は、市民活動団体の活動内容を広く市民に伝えるためのまちづくりフェスティバルこういったものの企画運営、団体の基盤づくりのための講座や研修会の開催、NPO法人の立ち上げなど、あるいは資金調達方法、こういったことの無料相談業務などでございます。その項目一番下の黒ポツ、まちづくりチャレンジ事業補助金になります。市民活動団体が主体的に行う事業、これを支援するために、まちづくりチャレンジ事業補助金を交付するというものでございます。私からは以上です。

○交流支援課長 次の白丸、市民交流センター情報関連機器運用事業1,913万7,000円でございますが、市民交流センターの情報関連ネットワークを、利用者のニーズと利用形態に即した情報提供サービスを行う経費でございまして、ネットワーク機器使用料、保守点検料などでございます。交流支援課からは以上でございます。

○福祉課長 それでは、予算書の135、136ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。予算説明資料は17ページからとなりますのでお願いします。

まず最初に説明欄2つ目の白丸、社会福祉事務諸経費につきましては、主に地域づくりに関する事務についての諸経費となっております。

次の白丸、社会福祉事業費につきましては、3つ目の黒ポツ、災害見舞金34万円につきましては、市民が火災など被害を受けた場合に、被害の程度に応じて見舞金を支給するものでございます。

次の白丸、地域福祉推進事業5、291万7,000円につきましては、下から4つ目の黒ポツ、地域福祉協働推進補助金から地域支え合い事業補助金までは、塩尻市社会福祉協議会が実施している地域の福祉活動や地域づくりに関するそれぞれの事業への補助金となっております。

次の白丸、民生委員等活動推進費2、695万3,000円は、民生児童委員の活動を支援するもので、1つ目の黒ポツ、福祉委員報酬は、地域の見守りや地域づくりに対する活動の報酬として、一番下の黒ポツ、民生委員協議会活動補助金は、専門部会や研修活動費として交付するものでございます。次のページをお開きください。1つ目の黒ポツ、民生児童委員活動費等交付金は県の交付金で、個別訪問等の活動に対して交付するものでございます。

次の白丸、福祉団体等活動推進費は、福祉団体等の活動を支援するため補助金を交付するものでございます。4つ目の黒ポツ、福祉団体活動補助金は、身体障害者福祉協会、手をつなぐ親の会、精神障害者家族会、遺族会連合会、赤十字奉仕団、更生保護女性会の6の団体への補助金でございます。1つ飛んだ黒ポツ、檜川外出支援事業補助金は、有償運送事業として檜川地区の外出支援を実施しておりますNPO法人ビレッジならかわへの補助金となっております。一番下の黒ポツ、地区戦没者追悼式補助金は、各地区開催の追悼式を補助するものでございます。市の追悼式は3年に1回となっております、次回開催は31年度となっております。

次の白丸、ふれあいセンター洗馬施設運営費は、施設の管理料とマイクロバスの維持費の経費となっております。今年度末で5年間の指定管理期間が終了するため、新たに指定管理者の公募を行い、塩尻市社会福祉協議会を指定管理者に選定いたしました。指定管理期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5カ年間となっております。

次のふれあいセンター広丘施設運営費につきましては、指定管理料とマイクロバスのリース料でございます。指定管理者は塩尻市社会福祉協議会、指定管理期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5カ年間の4年目となります。

次の白丸、ふれあいセンター東部整備事業は、予算説明資料の17ページをあわせてごらんください。東部圏域におきます地域福祉の拠点として、地域福祉の推進、世代間交流や健康づくり活動を重点に置いた取り組みを進めるため施設整備を行うものでございます。現、老人福祉センターみどりの郷を平成30年度に改修し、平成31年4月の開所を予定しております。予算書にお戻りください。下から2つ目の黒ポツ、工事請負費1億2,520万円は、増築面積53平米を含む増改築工事費、太陽熱設備を併用したボイラーの設備を設置いたしますのでその工事費、機械設備工事費、そのほかに駐車場等の周辺工事費などを行う予定でございます。次の黒ポツ、備品購入費900万円につきましては、ランニングマシーン等、健康器具や一般事務備品の購入を予定しております。

次の白丸、ふれあいセンター施設整備維持費150万円につきましては、ふれあいセンター洗馬及び広丘の施設の営繕修繕料でございます。洗馬につきましては、非常誘導灯のバッテリーランプの交換や外壁の補修等を予定しております。広丘はペレットボイラーの部品交換等の修繕を予定しております。

次のページ、139、140ページをお開きください。1つ目の白丸、生活困窮者自立支援事業は、予算説明資料の17ページの中段をあわせてごらんください。この事業につきましては、1つ目の黒ポツ、自立相談支援事業委託料1,150万円は、生活困窮者自立支援法に基づきまして、生活保護に至る前の相談支援や就労支援

を行う生活就労支援センターまいさぼ塩尻を設置し、その業務を塩尻市社会福祉協議会へ委託するものでございます。30年度は新たに家計に問題を抱えている困窮者に対し、相談者自身が家計を管理する意欲を引き出し、早期に自立を促す家計相談支援をあわせて実施する予定でございます。そのため、まいさぼ塩尻の相談員の人数を2名から3名体制に増員する費用として150万円を増額計上いたしました。また、3つ目の黒ポツ、一時生活支援事業扶助費10万円につきましては、これも新たに計上した事業でございます。住居を失った生活困窮者に対し、一定の期間において宿泊場所の提供を行い、その間に食事の提供なども行った上で、安定した生活を営めるよう、住居の確保や就労の支援を行うものとなっております。

続きまして、2目障害者福祉費3つ目の白丸、障害者福祉事務諸経費でございます。下から4つ目の黒ポツ、総合福祉システム使用料457万円につきましては、障害者手帳の取得や障害福祉サービスの給付決定等、事務処理と情報を管理するシステムの使用料でございます。その下の黒ポツ、障害福祉システム使用料64万8,000円につきましては、障害福祉サービス費の重複請求等をチェックし、適正化を図るためのシステムの使用料となっております。

次の白丸、障害者生活支援事業1,407万1,000円につきましては、市や県が行っている障がい者の日常生活を支援するための補助事業で、主な市単の事業としましては、2つ目の黒ポツ、通所通園通院等推進事業補助金178万2,000円につきましては、心身障害者施設への通所に要する費用や、人工透析のため通院する費用の一部を補助するものとなっております。一番下の黒ポツ、重度心身障害者等タクシー利用料金助成費202万7,000円は、重度の心身障がい者の通院等のタクシーによる移動を支援するものとなっております。次のページ、141、142ページをお開きください。1つ目の黒ポツ、重度心身障害者等家族介護者慰労金336万円は、重度心身障がい者と同居し、年間180日以上介護している方に年額8万円の慰労金を給付するものとなっております。次の黒ポツ、ストマ使用者助成事業費180万円は、日常生活用具で排泄管理に必要なストマ用具等について個人が負担する費用の一部を助成するものとなっております。

次の白丸、障害者福祉サービス事業9億1,809万円につきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供する事業となっております。4つ目の黒ポツ、障害者等補装具給付費は、車椅子や補聴器、補装具等の購入や修理に対し給付金を支給するものでございます。次の黒ポツ、障害福祉サービス給付費と次の白丸、障害児入所給付事業の障害児施設給付費につきましては、予算説明資料の17ページをごらんください。下段、障害福祉サービス給付費につきましては、障がい者等の生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、個々の障がい者の障害程度や勘案すべき事項を踏まえ、個々に応じたサービスを提供し、社会参加の促進を図るものでございます。提供するサービスは①から④のとおりでございます。平成29年10月現在の支給決定者数は399人、予算は8億9,900万円余で、前年度対比6,100万円余の増額となります。こちらの要因につきましては、利用者数の1人当たりの利用料が増加しているためでございます。

次のページをごらんください。次のページの上段、障害児施設給付費、こちらにつきましては、障がい児の生活を支援するため、児童福祉法に基づき、個々の障がい児の障害の程度や勘案すべき事項を踏まえて、個々に応じたサービスを提供するものでございます。平成29年10月現在の支給決定数は117人となっております。予算額1億1,890万円余につきましては、前年度対比3,140万円余の増額となっております。主に児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が増加している状況でございます。

予算書の142ページにお戻りください。3つ目の白丸、地域生活支援事業9,051万円につきましては、障害者総合支援法に位置づけられた事業で、市町村の創意工夫により相談支援や地域活動支援など柔軟なサービスを提供するものでございます。1つ目の黒ポツ、手話通訳者・要約筆記者派遣賃金は、聴覚障がい者等の申請に基づき派遣要務を行った手話通訳者及び要約筆記者の賃金となります。30年度から1時間当たりの単価を1,600円から2,000円に引き上げ、前年度対比で77万円の増額としております。その下の9つ目の黒ポツ、点訳奉仕員等養成事業委託料は、手話奉仕員や要約筆記、朗読ボランティア等の養成や育成、研修事業を塩尻市社会福祉協議会に委託して行うものでございます。次の黒ポツ、地域活動支援センター事業運営委託料は、障害者総合支援法に基づくサービス以外で、障がい者の日中活動を支援する事業でございます。すみれの丘での創作講座等を塩尻市社会福祉協議会に事業委託をするものでございます。なお、檜川の共同作業所につきましては、これまでの利用者につきまして障害福祉サービスへの移行を支援し、今年度29年度末で作業所としての機能を閉鎖するため、新年度においての予算計上はしておりません。次の黒ポツ、障害者相談支援事業等委託料は、松本圏域障害者相談支援センター等の運営委託料でございます。下から3つ目の黒ポツ、地域生活支援事業給付費は、訪問入浴サービス、移動支援、日中一時支援などの事業を実施し、その利用料を給付するものでございます。次の黒ポツ、障害者等日常生活用具給付費は、在宅の重度心身障がい者等の日常の生活の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、ストマ用装具などの日常生活用具を給付するものでございます。

次の白丸、自立支援医療給付事業は、心身の障がい除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための給付事業でございます。次のページをお開きください。3つ目の黒ポツ、更生医療給付費につきましては、身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者を対象とした給付。次の育成医療給付費につきましては、18歳未満の障がい児を対象とした給付。次の療養介護費につきましては、障害福祉サービスの療養介護サービスを利用している者を対象とした給付となっております。

次の障害者援護事業の5,620万9,000円は、日常生活に常時介護を要する重度心身障がい者等の円滑な在宅生活を支援するために、申請に基づき手当を支給するものでございます。

○委員長 それでは、午後1時まで休憩をとりたいと思います。

午後0時00分 休憩

午後0時56分 再開

○委員長 それでは、再開をさせていただきます。

それでは、143ページの老人福祉費から説明をお願いいたします。

○長寿課長 それでは143ページ、144ページをお開きください。2段目の3目の老人福祉費につきましては、長寿課から御説明申し上げます。予算説明資料では19ページに記載してございます。

最初の白丸、嘱託員報酬の4人分は、社会福祉センターの所長など3人分と北小野老人福祉センターの嘱託1人を合わせた4人分の報酬となります。

その下2つ目の白丸、老人福祉施設費は、施設を建設する際、借り入れを行いました地方債の起債償還等に対する負担金となります。1つ目の黒ポツが、松本市波田にあります養護老人ホーム温心寮の建設工事費に係るもの。次の黒ポツが、平成11年に広丘郷原地籍に移転した特別養護老人ホーム桔梗荘の土地購入費とデイサービス

センターの建設工事費に係る償還金となっておりますが、29年度におきましてデイサービスセンターききょうの郷を平成30年度から塩尻市社会福祉協議会に無償貸与することで、デイサービス事業を廃止するに当たりまして、起債の未償還分を平成30年度償還分の248万円余も含め全額を返済いたしましたので、予算説明資料の19ページに記載してございますとおり990万円余の減額となり、16万円は駐車料の賃借料でございます。次のページをお願いいたします。

146ページ中段の白丸、老人福祉センター等運営事業につきましては、ふれあいセンター東部に改修するため老人福祉センターみどりの郷を閉館しますので、予算説明資料の19ページに記載してございますとおり、指定管理料が1,700万円余の減額となっております。

次の白丸、高齢者等生活支援事業のうち下から6つ目の黒ポツ、高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金につきましては、実績を勘案し減額をしております。

次の白丸、高齢者生きがいがづくり事業。その次の白丸、社会福祉センター重油流出対策事業。その次の白丸、社会福祉センター運営事業につきましては、特に変更等はございません。

次の白丸、老人福祉施設措置費の150ページ3つ目の黒ポツ、養護老人福祉施設措置費は、冒頭申し上げました温心寮など長野県内4つの施設の養護老人ホームに入所されている27人分の措置費となります。また次の黒ポツ、ショートステイ事業扶助費は、実績を勘案し17万円余増額して計上してございます。

次の白丸、家庭介護者支援事業の一番下の黒ポツ、要介護者家庭介護者慰労金は、在宅において180日以上介護されている御家庭に対しまして要介護3が年4万円、要介護4と5が年8万円の慰労金を支給するものでございます。前年度予算と同数の380人分の支給を見込んでおります。

次の白丸、長寿祝賀事業の最初の長寿祝金は、市内最高齢の男女及び100歳到達の方々に1万円の祝金と、その下の1万円相当の祝品を贈呈するものでございます。参考までに、本年度の敬老祝賀事業を行う中での本市の御長寿の状況を申し上げます。29年度における市内最高齢が、明治40年生まれの方で110歳。この方を含めまして100歳以上とされる方が65人となり、年々ふえ続けております。また、65人のうち女性が90%に当たる58人と、男性に比べまして女性が強いというようなことで長生きをされております。以上でございます。

○福祉課長 続きまして4目福祉医療費でございます。福祉医療費給付金事業4億6,022万7,000円につきましては、平成30年8月から中学校卒業までの子供の医療費に対し現物給付方式を導入いたします。5つ目の黒ポツ、郵便料につきましては、現物給付方式対象受給者への支払通知書の発送が不要となることから、前年度対比で55万円の減額をしております。

1つ飛んで次の黒ポツ、審査集計事務委託料3,955万4,000円につきましては、医療機関から請求されますレセプトの審査等の事務を委託するものでございます。長野県国民健康保険団体連合会に加えまして現物給付方式分については、社会保険診療報酬支払基金に対しましても事務を委託するものでございます。

一番下の黒ポツ、福祉医療費給付金4億942万円につきましては、現物給付方式の導入による医療費増が予想されることから前年度対比で746万5,000円の増額となっております。以上です。

○長寿課長 では続きまして5目介護保険事務費でございます。次のページをお願いいたします。152ページになります。5目介護保険事務費、初めの白丸、介護保険事業特別会計繰出金は、保険給付費に対する定率の繰

出金など法に定めます一般会計からの繰出金となりますが、保険給付費予算の増額などから前年度予算額から2,956万円余の増額予算としております。また、詳細につきましては介護保険事業特別会計のほうで御説明をいたします。以上です。

○福祉課長 次の6目保健福祉センター管理費でございます。保健福祉センター管理諸経費、上から5つ目の黒ポツ、営繕修繕料162万8,000円につきましては、施設の小破修理と事務スペースのレイアウト変更に伴いまして4月以降に移転を予定しております福祉課、長寿課等のシステム回線や電話回線等の移設費用を計上してございます。

営繕修繕料から4つ目の黒ポツ、施設整備点検料200万9,000円は、エレベーターや空調機等の点検委託料でございます。

次の黒ポツ、センター管理業務委託料453万3,000円につきましては、センター内の日常清掃業務等を委託するものでございます。

1つ飛んで次の黒ポツ、環境整備委託料14万2,000円は、センターの敷地内の植え込みの草取りや清掃等を障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針に基づき、市内の障害福祉サービス事業所へ業務を委託するものでございます。

下から2つ目の黒ポツ、工事請負費18万3,000円につきましては、センターの駐車場の一部が夜間非常に暗い箇所があるため、街灯を1基設置するための工事費でございます。

次の黒ポツ、備品購入費につきましては、事務所内にあります個人情報を保管するため、鍵付きのキャビネットを2台購入するものでございます。

○健康づくり課長 それではその下、7目檜川保健福祉センター管理費でございます。白丸の檜川保健福祉センター管理諸経費につきましては、この施設の一般的な維持管理に関する費用でございます。下から2つ目の施設管理委託料69万2,000円でございますけれども、地元のNPO法人ビレッジならかわさんに施設の開閉、それから利用者の受付等の業務の管理委託をしているものでございます。平成20年度からこの委託をしておりますけれども、平成31年に檜川支所が移転ということ、計画がありますので、本年度で委託を終了の予定となっております。以上です。

○委員長 それでは、説明を受けました予算書113ページから118ページ、135ページから152ページまでの質疑を行いたいと思います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○副委員長 まず116ページの下から3つ目のポツですけれども、IT講座運営事業委託料、これは去年350万円予算計上されていたと思うんですけども、市民向けの講座開催していくってことの中で、これは需要が減っているということなんでしょうか。それとも100万円減額しても安くできるということなんでしょうか。

○交流支援課長 この講座につきまして、昨年度それから今年度、延べ千二、三百人ほど受講していただいております。100万円減らしたんですが、HIYOKOさんをお願いをずっとしておりまして、また内容を精査する中でまたHIYOKOさんにもですね、自立していってもらいたい。あそこをうまく利用して自立をしていってもらいたいというような意味合いもありまして、100万円削って中で内容を精査して250万円。まだHIYOKOで決まってるわけではございませんけれども、実施をしたいと考えております。以上です。

○副委員長 HIYOKOの自立を促していくっていうのはいいと思うんですけども、ただその、だから中身、講座の内容を省略じゃないや、簡略したっていうか少なくしたっていうか、そういうことでいいわけですか。

○交流支援課長 一連の中の利用者数等勘案しながら講座数を減らしております。人気のないのはカットというところでやっております。

○副委員長 それと次のページ118ページですけれども、中ほどよりやや下のところのまちづくりチャレンジ事業補助金についても去年280万円くらいの計上だったと思うんですけども、これについても同様の内容でお聞きします。

○市民活動支援担当課長 このまちづくりチャレンジ事業補助金であります、実施団体の実績にあわせて今年度から120万円ほど減らしたというところでございます。

○副委員長 だからその内容を教えてください。

○市民活動支援担当課長 失礼しました。160万円の内訳ですけれども、まずトライアル事業ということで体験型、まちづくりへの参加のきっかけづくりとなる事業。これ4団体を見込みまして、1団体10万円で合計40万円でございます。あとステップアップ事業ということでさらに発展型、上を目指す団体でございまして、ステップ1、ステップ2がそれぞれ20万円ずつでございまして、これが4団体を見込みまして80万円。ステップ3、これ最終年40万円の支給でございますけれども、これ1団体見込みまして40万円。合わせて160万円という計算といたしました。以上でございます。

○副委員長 その需要っていうか最初の段階のものとかが、数が減ってきてるっていう解釈でいいんですか。

○市民活動支援担当課長 25年度から始めてるんですけども、25年度はかなり多く申請があったんですが、だんだん実施の団体が減ってきておりまして、その実績を今年度並みにあわせたというところでございます。

○永田公由委員 今、平間委員のほうからあったそのまちづくりのチャレンジ事業の、いわゆる今年度29年度の実績を資料として出してほしいと思いますけど、いいですかね。

○市民活動支援担当課長 はい、承知しました。用意いたします。

○永田公由委員 それで次ですけども、市民交流センター運営協議会、それから協働のまちづくり推進委員会、市民交流センター市民営研究委員会。これらの委員会について、それぞれどんな方が委員になっていて、どういったことを協議されているのか教えてもらいたいです。

○市民活動支援担当課長 私から、協働のまちづくり推進委員会のほう説明させていただきます。まず、区の関係者として区長会関係から1名。市民広域活動団体のNPO法人から3名。あと識見を有する者ということで、元公民館長でありますとか特定非営利活動法人SCOP、あるいは学校支援コーディネーター、あと市長が必要と認める者といたしまして、子育てサークル連絡会の会長でありますとか元えんぱーくらの副代表といった方でございます。

内容といたしましては、まちづくりチャレンジ事業の審査を行って、その事業が適正かどうか、これを判定していただくということが主な内容でございます。あと、市民営研究会でありますけれども、こちらは市民交流センター設立当初、公設民営ということで標榜しているわけでございますけれども、7年の開館からいろいろと状況がなかなか変わっておりまして、これからの市民営のあり方についてどうしていったらいいかということの研究をしているところであります。メンバーといたしましては、えんぱーくらのアドバイザー会議ということで特定非

営利活動法人SCOP、あるいは松本歯科大学の特任教授、アルプス大学の学長。あと学校支援コーディネーター、NPOの代表、あとは中間支援組織からの代表1名という内容でございます。私からは以上です。

○交流支援課長 私からは市民交流センターの運営協議会の委員の皆様のご構成について御説明をいたします。全部で14名の委員さんでございまして、見識を有する方といたしましては、えんぱーく設立時からかかわっていただいているSCOP理事長、鷺見さん。それから見識を有する方では、松本歯科大の特任教授の笠原先生。あと、えんぱーくを活動の場としておられる方といたしまして信州アルプス大学の代表者、それから塩尻市読書活動グループの方、子育て連絡会の方、ロマン大学院経験者、塩尻商工会議所の方、それからグループHIYOKOさん、青年会議所の理事長さん等々でございます。そのほか、市民公募が2人出ております。内容といたしましては、市民交流センター、3課に対する活動についての御意見を聞いたり、去年、おとしにつきましたは、市民営提案事業を実際に審査をしていただきまして、どれがえんぱーくの運営事業にプラスになるかということ判断をしてもらいましてその団体にやっただき、また実績も聞いていただきまして数々のアドバイスをいただきました。以上でございます。

○永田公由委員 これ、ダブってる方はいますか。

○市民活動支援担当課長 市民営研究会のほうからはですね、市民交流センター運営協議会と協働のまちづくり推進委員会からそれぞれメンバーを出してもらっていますので、これはダブリがあります。以上です。

○永田公由委員 それで市民営研究委員会は、どの程度までその研究が進んでるわけですか。いわゆる、どの辺まで来てるかってことですね、段階的に。

○市民活動支援担当課長 当初、えんぱーくらぶというものがありまして、そちらが市民営の大きな役割になるというふうに期待されていたんですが、活動が人も少なくなってきて自主的な活動がなかなかできなくなっているということで、28年度から事務局が一時、交流支援課で行ってるという段階になっております。それにあわせまして、これからの市民営はどうすればいいかということで、まだ結論というものは出ていない状況なんですけども、先進地の視察等も考えておりますので、その中で改めてこれからのえんぱーくのあり方というものを考えていきたいという段階でございます。以上です。

○永田公由委員 そうすると、これはまだずっとこの研究会というのは存続させていくっていう理解でいいわけですか。

○市民活動支援担当課長 はい、もうしばらくは存続させていきたいと考えております。

○永田公由委員 それで最終的にどういうところに落ち着かせたいっていう、その一つの目安っていうのはあるわけですか。

○市民活動支援担当課長 全国でも市民営というのがなかなか例がない概念でありまして、委員の皆さんの中でもいろんな意見があつてなかなか一つにまとまっていないという状況でありまして、落としどころと言いますか、そういったものすらまだ見えていないという状況なんですけども、今度MIPもできますし、そういったところで起業家育成なんかもありますので、そんなことも絡めてえんぱーくのあり方自体も考えていかなければというふうに思っております。

○永田公由委員 今ね、えんぱーくもそれぞれ、それこそ予想以上の倍の人が来て、私たちから見ると非常にうまく回っていて成功してる中で、わざわざこれから公設市民営なんていう冒険をしなくてもいいような気がする

だよ。今の状態でも別段、市民から不平不満があるわけではないし、我々から見ても非常にうまく運営されているような気がするんでね。これは意見として申し上げておきますけども。

○**子ども教育部長（生涯学習担当）** 将来的なことにかかわりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、もともとえんぱ一くそのものは公設市民営という形をとりまして運営をしていきたいと思いますということで立ち上がってきております。市民営そのものは非常にこう新しい概念でありますし、他の事例がないという中でこれまでこの運営協議会、まちづくり協議会、それから市民営の中でいろんな議論をしてきていただきました。ですがまだ、考え方によっては例えば、その先ほどのHIYOKOの話もありましたけども、自立していくことによってその方が交流センターの中を使って新たな事業展開をしていくとか、そういうこともまだチャレンジされてない部分も実はあるように思っております。ですので、この市民営を目指していくというチャレンジの中から新しい取り組みが出ていくことが、よりえんぱ一く自体の進化という部分につながっていくと思っておりますので、まあいつまでというところはおっしゃるとおり、ある程度期限を決めていく必要があるかなとは思いますが、そういったチャレンジという形とえんぱ一くが掲げている進化するというその部分につなげられるような協議、研究をしていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。

○**金田興一委員** 今の関連でなんですが、公設市民営というのはもう設立当初からの私に言わせれば公約だと思うんですよ。それが今お聞きすれば、ちょっとまだ全然、前方霧がかかったままみたいな形であるんだけど、少なくともその当時のことをよく知っている市民の皆さんにすれば、10年たてば何らかの形が出てくるだろうというのが、これ一般的だと思うんですが、今お聞きしてる限りでは全然まだ五里霧中と。少なくともいざそれはとは言うけれども、そのいずれはっていうのを10年後にするのか15年後にするのか、やはりそういう一つの到達点を見つけながらやっていかないと、今みたいにただこうなっているきりになるような気がするんですが、この点どうでしょう。

○**子ども教育部長（生涯学習担当）** もっともな話だというふうに理解はしています。この市民営についても、市民営研究会、例えばその先ほど市民営提案事業という話がございまして、その中で新しい事業展開も来てるんですけども、やはりその現行の事業の制度だとか委託として市民営をしてしまうと市民団体のほうのメリットがあんまり出てこないとかですね。現行制度の中のその矛盾点というか改善点もありますし、その中でこういった施設をどう使っていくことで市民の皆様がそこで活動していく。全て100%その運営そのものが市民営というわけにはなかなかいかないと思っておりますけれども、その中の部分的な部分で市民営だという形が見えるようにはしていきたいと思っております。その部分についての研究をしておるんですけども、まあある意味試行錯誤的なこともございまして、ここまで行ったんだけどちょっとここんとこで矛盾点が出てるので、もう一度立ちどまってもう1回新たなチャレンジをしていきたいと、そんなことを繰り返しておりますけれども、おっしゃるとおり市民営という形態のものをつくり上げていく努力はさせていただきたいと思っております。

○**山口恵子委員** 参加するメンバーの中にもそれぞれの思いの違いがあって、一つにはまとまらないというような状況でしたけれども、専門的な方をお呼びして勉強会をすとか先進的事例を学ぶとか、そういうようなこともやってらっしゃるのかどうかお聞きします。

○**市民活動支援担当課長** 一応、来年度の予算の中でそういった旅費も考えまして、先進的な施設の視察をしていきたいというふうに考えております。

○**委員長** 148ページの老人クラブ活動助成事業というのについてお聞きをしたいんですけども、今、老人クラブって市内に幾つぐらいあるんですか。

○**長寿課長** 金田委員さんからもたびたび指摘をされて、だんだん減ってきているのにこの先どうするのっていうことですが、確かに年々、役員のやり手がないっていうようなことから少しずつ減ってきております。数は、今年度の補助金の対象の数でよろしいでしょうか。

○**委員長** まあしょうがないね。

○**長寿課長** わかりました。では今年度の補助金の対象の数につきましては、担当の係長のほうから具体的な数を答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○**高齢支援係長** それでは私から市内の老人クラブの数についてお答えさせていただきます。現在、補助金の対象となっております老人クラブにつきましては、全部で33クラブございます。うち3クラブは、市友連未加入クラブとしての補助金対象としておりますので、市友連加入の老人クラブが30クラブ、未加入クラブが3クラブとなっております。以上です。

○**委員長** 何を言おうとしてるかっていうとですね、私も今、地域に行くと、私どもの地域は老人はどんどんふえるけれども、なかなか老人クラブに加入する人はうんと減ってきてると。それで、せっかくね、この老人クラブっていう組織はやはり老人福祉政策の一つの大事なあれにもなりゃしないかと思ってるんですけども、それで今のままで行っちゃうとですね、どんどんクラブとかそういう団体が減ってっちゃうもんですから、何とかこうやってもらえないかっていう話の中で、ちょっとせこいんですが、通常は30人以上の団体にお金が出ますよね、補助金というような形で。その次は20人から30人ということなんですが、なかなか会員も集まらないものですから、できれば10人くらいから30人くらいまでのゾーンにしてもらえないかっていうようなことは、地元の老人クラブの人から言われてるものですから、ちょっと委員会で聞いておくということにしてありますので、何かそんなようなことを考えてもらえませんか。

○**長寿課長** いずれにしましてもですね、今の市の市友連の組織にしても、それから老人クラブのそういった団体の力にしても必要なことですので、いろいろな方策は検討しながら考えていきたいと思っております。また、ぜひ老人クラブの総会等の場を借りましてですね、どうやったら会員をふやせられるとか、できるだけ若い人に入ってもらえるとかいうようなところと一緒に考えていきたいと思っております。ちなみにこれは、私の住んでる本山の例なんですけど、区の役員をやると65歳以上だと強制的に老人クラブに加入っていう、そういうことで、若い人が会計とかそういったことをやって、一応数は少しふえていると、何かちょっと表彰してただけとか言って苦笑いしてましたけど、そんなようなこともありますので、いろいろ一緒に考えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○**金田興一委員** 御苦労いただいていることは重々わかっておりまして、去年は38加盟あったような気がしたんですが、今、お話がありましたように、今ね、地域の活動ってのはこの老人クラブだけじゃなくて、もうそれぞれのいわゆる区の問題。連合区も含めて区の問題。それから区の役員の問題もみんな似たような状況にあると思うんですよ、私は。それでこの長寿課だけで、この老人クラブの育成について考えたいと言っても恐らく限度があると思うんですよ。やはりこれ地域づくり課あたりと一緒にやってやはり地域ってのはどういうふうな状況になっていて、どういうふうにすればいいのか。私どもも、私も十何年前に区の役員やって老人クラブが潰れて

るから、潰れてるとおなじことで活動がないから老人クラブを再生しないと区長はできるまでやめさせないと、こういう条件で全区に回覧板を回して60人くらいその当時加盟してもらって、それで今言ったように、以降は区の役員はやったら60歳過ぎたらみんな老人クラブに入るんだよということで、いつかはずっと入ってたんですよ。やはり10年過ぎるとだめですね、やはりそういう約束事も。なんで何とか長寿課単独じゃなくして、やはり連携するそういう庁内の課があったら連携しながら情報を集めて、それをそれぞれの老人クラブなり、愛好家団体なりにフィードバックをして老人クラブの育成ってのを図ってほしいな。これは要望で結構ですが。

○山口恵子委員 えんぱーく、交流センターのことについてお聞きしますが、118ページの市民交流センター交流企画事業の中の有料道路等使用料が、金額はわずかですけれど載っていますが、これはどなたがどういう目的でお使いになったのかを教えてください。

○交流支援課長 係長が答弁いたします。

○企画運営係長 済みません、聞き取れなかったところあるもので、もう一度お願いしたいんですがよろしいでしょうか。

○山口恵子委員 118ページの有料道路等使用料が載っていますので、この内容について。

○企画運営係長 来年度なんですけども視察をしたいと思っております、埼玉のほうに大変元気な商店街があるということで、そちらのほうの視察を考えております。その有料道路の使用料になります。

○山口恵子委員 視察をするのは職員ですか、市民活動をしている方たちも一緒なのか、その辺はどうですか。

○企画運営係長 まず初めに職員で視察をして、向こうの商店街の方とお会いして状況を確認してから企画運営事業のほうに反映していきたいと考えております。

○山口恵子委員 今の件はわかりました。あと、交流センターで自動販売機の設置者を募集を何カ月か前にしてたと思うんですけど、それに関しての料金的なものはどういうふうになってるかお聞きします。

○交流支援課長 担当者がお答えいたします。

○施設係主査 市民交流センターは複合施設になっておりまして、自動販売機は、えんぱーくの管理組合が管理するものと市が管理するものと2種類まず、自動販売機があることを説明させていただきます。1階と4階についてはえんぱーくの管理組合、3階の市民サロンについての自動販売機については市が管理をさせていただいております。その上で、ホームページ上で山口委員がお話いただいたとおり公募させていただきました、6社が応募をしていただきました。その中で今、市民交流センターというのは知恵の交流基金というまちづくりを応援しましょうという基金をまずベースに20%寄附金でいただくようにしています。それ以外に設置手数料を幾ら皆さんのほうから出せますかという入札だったんですけども、6社の中からそれぞれ入札をいただきまして、23%で業者に落札をしてるということですので、4月以降は23%の設置手数料をいただくということでございます。

○山口恵子委員 そうすると設置手数料が23%分市に入り、売上金額はそのまま業者のほうに入るっていう捉え方でよろしいですか。

○施設係主査 設置手数料については、売上金の中の23%が市に入るということですので、差し引いた金額が業者の持ち分ということでございます。以上です。

○山口恵子委員 よくわかりました。それで自動販売機に関して何か条件とかがあるのかどうかお聞きしたいん

ですけれども、市役所の1階だと災害時対応型の自動販売機になっていますので、ぜひそのような形のものがいいかなと思っていますが、その点の条件についてお聞きします。

○**施設係主査** こちらの市役所でも、そのような災害対応型というものをに入れております。市民交流センターは避難所にはなっていないんですが、災害が発生したときには物資の供給拠点という位置づけでございますので、今回のその入札に関しては条件の中に災害対応型を入れてくださいねということで条件に入れてありますので、対応型になっております。

○**副委員長** 138ページになります。1つ目の白丸の下から3つ目のポツ、檜川外出支援補助金なのですが、ちょっと具体的に事業の内容と、それとこの380万円について定額補助なのか実績補助なのか、これについてお聞きします。

○**福祉課長** この事業につきましては、塩尻市で行っております有償運送サービス事業の中の一つです。NPO法人ビレッジならかわさんで実施していただいている事業でして、檜川地区の登録していただいた住民の方が、檜川地区内あるいは塩尻市内などに行かれる場合に利用していただいているものです。約100人ちょっとくらいの利用者が登録されてまして、料金的には例えば檜川地区内ですと片道200円、塩尻市内まで来ていただくと片道1,000円というような形で料金設定をして実施していただいているものです。事業費に対します補助金に関しましては、現在事業の実績報告等をしていただく中で実績の内容を見ながら、補助金の額については決定させていただいております。

○**副委員長** 登録者が100名いて旧村内とか市内、こっちまで来るとかで料金違うようですけども、実績がそれぞれ違うと思うんですね、毎年。必ずしも同じにならないと思うんですが、そのときには実績に基づいてっていうのはどういう査定をされるんですか。補助率とかが決まってるわけでしょうか。基準があったら教えてください。

○**福祉課長** この補助金の内容につきましては、主にこの事業を実施されているNPO法人の人件費が主なものになってきますけれども、事業的に実際に今言った料金体系で料金として入ってくるのは70万円から80万円という形の料金が入ってくるんですけども、その収入を差し引きまして人件費等の経費、車の維持費等の実績ですね、その不足する分を補っていくというような形で補助金の算定をしております。

○**副委員長** ですからそれは具体的に言うと去年と同じなんで、同額。実際に支払ってる補助金ってのはお幾らなんですか。

○**福祉課長** 今回380万円という金額を計上しておりますけれども、この金額につきましては前年度と同額の計上をしております。多少不足する分につきましては、ビレッジならかわさんがこの事業だけではなくて、ほかの事業で収益している部分もございまして、そちらから繰り入れてる部分も多少あります。

○**副委員長** ちょっとその考え方おかしいんじゃないかなと思うんですけども、あくまでこれは外出支援事業についての補助金ですよ。相手が不足になるからって、相手は手広くかどうか知りませんが、ほかにやってることもあるので、そっちからで補てんで間に合わせてるってのはちょっと理屈にならないのかなっていうふうに思います。

○**福祉課長** 補てんしてる部分につきましては、今現在、この事務所が檜川の保健福祉センター内に事務所を置いてます。先ほど予算の中に、保健福祉センターの運営管理という形で運営管理にも携わっていただいているん

ですが、そこに事務所を置いていただいている関係で、そちらからの事務所の維持費的なものを入れていただいている。

○副委員長 金額を具体的にお聞きしますが、昨年29年度はまだ実績が済んでないんですけど、最初に聞いたように定額で払うのか、お支払いをしてるのか、実績に合わせた実績補助なのか、定額補助なのか実績補助なのか、そこをまずそこ明らかにして。

○福祉課長 実績に応じてですので、380万円以内で実績が終わってればその実績に応じた金額をお支払いするというお話になっております。

○副委員長 いずれにしてもですね、ここで項目で外出支援に対する事業の補助金ということでやってるわけですから、その相手方のそのほかの収支とかの関係とかではなくてきちんとした、このやられてるとは思いますけれども、きちんとした基準なりは明確にしとくべきかなっていうふうに思います。じゃあ済みません、もう1点お願いしますが次のページの一番上の白丸の3つ目のポツ、一時生活支援の扶助費なんですけども、これはまず任意扶助なのか法定扶助なのかってということと、それとこの該当される方に対する支出する、該当がどういう条件なのか一つの条件ですね、対象となる方の条件とか、あるいはその額だとか期間だとか、そういった要綱的なものはあるんでしょうか。

○福祉課長 まずこれにつきましては、生活困窮者自立支援法の中に基づく任意事業として指定されているものです。今回対象者としますのは、緊急で住まいを失ったりした場合の一定の居住を持たない生活困窮者ということで、こういった緊急で対応する場合にですね、住まいがない方については、まいさぼ塩尻のほうで寮つきのお仕事ですとか、あとアパートを探すっていう支援をするんですけども、夜間などに相談に見えたり休日相談に見えたりした場合に営業していなかったり、派遣先の業者と連絡が取れなかったりした場合に、夜、寝る場所がないっていう方ができてしまいますので、そういった方について対象としております。もう一つ要件といたしまして、今言いました、まいさぼの必須事業でやっております自立相談支援事業によります相談の申し込みをしていただくということも要件としております。

利用できる期間としては、原則として7日以内にしていきたいと思っております。できるだけ早期にまいさぼ等で対応して、住む場所を決めていただくという支援をしていきたいと思っております。提供するのは市内の旅館またはホテルの宿泊費ということになりますが、こちらについては直接その対象者に給付するものではなくて、かかった費用について市が負担をして支出をしていくということになりますので、直接対象者の方については住まいを確保するとか、仕事を確保するという形の支援の提供ということになります。

○副委員長 その何たら法があって、これをやるかどうかってというのはその市町村の任意だよということでもまずいいわけですね。まいさぼがやってくれるんだけど、そのときの一時つなぎというか、緊急な場合について市が対応するってということで、大枠としてはそういうことでいいわけ。

○福祉課長 そのとおりです。今ちょっと金額の件についてお答えしたいのですが、おおむね今までもこういった対応をした場合に、大体宿泊場所に聞いたところ5,000円くらいで泊まれる場所がありますので、その程度の金額になっていくかと思えます。

○副委員長 まいさぼにお願いしてっていうか、一時的にはこちらで対応するけれども市で対応して、あとはまいさぼのほうにお願いをして、で、そのまいさぼのほうで対応してても就労の関係ですとか宿泊の場所がなかなか

が見つからない場合ってのは、どうなるんでしょう。さっき、期間7日とおっしゃったんですか。それまでは見るけども、後はどちらに任せるってことです、まいさぼでやっていただくってことなんじゃないですか。

○福祉課長 その方の希望によって例えば体の状態、健康状態ですとか、あとお仕事に本当につけるのかどうかっていうところを判断する中で、生活保護に申請したいという希望があれば申請していただくんですが、生活保護を申請していただく場合も居住地、居住実態がはっきりしていないと申請を受け付けることができませんので、そういった場合にはアパートの契約等をお約束していただく中で申請していただくというケースもあります。

○永田公由委員 その上のね、自立相談支援事業委託料ということで、ことしも1,000万円盛ってあるんだけど、これ相談件数はどのくらいあるわけですかね。

○福祉課長 今年度の1月末までの実績でお話しさせていただきたいと思いますが新規で116件、継続で288件、計404件の実人数の相談を受けております。中で多いのはやはり収入生活費がないという相談と、あと仕事探し、就職先を探しているといった相談が多い状況です。以上です。

○永田公由委員 これはあれですか、いわゆるその生活困窮者っていうのは所得でいくと、幾ら以下の方をこういうふうに住生活困窮者と見るわけですか。

○福祉課長 法律上は、この生活困窮者自立支援法の中では幾らというような決まりはございません。生活実態に応じてその方がこういった部分、借金で困窮しているとかあるいは健康状態で困窮に陥りそうだとか、そういった感覚で相談をお受けする事業になっておりますので特に金額的にはないんですけども、今一番多く相談にいらっしゃる方は、ほぼ手持ちのお金がないというような方の相談が多くなっています。

○永田公由委員 いわゆるこういう人たちというのは、自己責任で困窮している人もいるわけだね。例えばパチンコに狂ってしまって、みんな金を使ってしまうような人もいるし、中にはもう本当にね、家族が具合悪くて働けないんでとかっていうようないろんなケースがあると思うんだけど、どの程度までこれでは見ろっていうか、その面倒見なさいよっていうふうに来てるわけですか。

○福祉課長 相談の窓口としては今のところ、全ての相談をお受けしますというスタンスで間口を広げております。ただ、相談の内容によってどんなところが困っているのかという整理をしますので、その整理した内容に応じて対応していただける窓口へつないでいくという相談の支援をしております。

○山口恵子委員 関連ですけれど、先ほど新規と継続の方の件数お聞きしましたけれども、年代別に状況、特徴があるのかなのか、その辺状況お聞きしたいと思います。

○福祉課長 年代別で申し上げますと、30代から50代の相談が多くなっております。30代で今言いましたうちの83件、40代で85件、50代で97件ですので、ほぼその方たちで占めているという状況です。

○永田公由委員 その前のページのふれあいセンター東部の整備事業に関してですけれど、これは、入札の方法はどんな方法を予定されてますか。

○福祉課長 一般競争入札の方式を用いて入札をしたいと思っています。

○永田公由委員 一括、分割。

○福祉課長 工事につきましては、先ほど申しあげました増改築工事、機械工事、駐車場の整備工事等ありますが、こういった工事を一括して発注するという形になります。

○永田公由委員 一括ですか、わかりました。

○山口恵子委員 136ページでお聞きしたいんですけど、地域福祉事業などは市の事業であり、社協のほうに委託をしたり、社協のほうでやっていただいたりする事業も幾つかありまして、その社協と市のかかわりと言うか、委託する事業もあり、または事業に対して補助金を出しているものもあり、その社協との関係性を基本的にどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。事業費を見ると委託費なり補助金なり、それぞれの違う形でお金を出してるというようなところがあるので、その基本的な考え方と事業のすみ分けと言うか、その辺お聞きします。

○福祉課長 社協さんに対しまして補助金を出している事業というのは、基本的に塩尻市社協が実際に社協として地域づくり、地域福祉の推進という形の計画をもって事業を行っております。ですので、そういった部分で市と共通する市民の地域福祉っていう部分の事業に対して補助を出しているという形になります。委託しているという部分については、実際に市が実施主体としてやるべき事業について専門的な知識等を持っている方が多い市社協さんに委託を出して実施していただくというような形で行っております。

○山口恵子委員 そうしますと、それぞれの市の考えにのっとった以外の社協への負担金とか、そういった経済的な部分で何かあるとか、そういう面はないっていうふうに捉えてよろしいですか。

○福祉課長 社協さんが実際に介護事業とって事業所としての事業も行っているんですが、そういった部分の運営費ですとかいう部分についての補助はないです。

○委員長 ほかにはどうですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは、152ページまでは以上で終了といたします。

2時10分まで休憩をとります。

午後1時58分 休憩

午後2時06分 再開

○委員長 それではちょっと早いですが、休憩を解いて再開をいたします。

次に、歳出3款民生費2項児童福祉費から5款労働諸費、予算書のページでいきますと153ページから184ページ、201ページから202ページまでの説明を求めます。

○こども課長 それでは153ページ、154ページをお願いしたいと思います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。説明欄最初の白丸、嘱託員報酬7億245万円余につきましては、210人の内訳でございますけれども、保育士205人、栄養士3人、看護師1人、利用者支援専門員1人が内訳となっております。

1つ飛びまして3つ目の白丸、児童福祉事務所経費452万円余につきましては、こども課の事務経費でございます。3つ目の黒ポツ、臨時職員賃金につきましては、保育園入園事務のための臨時職員を1人新たに採用させていただくものでございます。ページをめくりいただきまして155、156ページをお願いいたします。上から2つ目の黒ポツになります。子ども・子育てシステム保守委託料70万円につきましては、株式会社電算に委託しているもので、庁内の住基システムと連動しまして、家族構成や保育料等にかかわるデータの管理をしているものでございます。

次の白丸、民間保育所支援事業につきましては、社会福祉法人立の保育園及び認可外の保育所の運営を支援す

る事業費でございます。最初の黒ポツ、認可外保育事業補助金807万円余につきましては、松本市のキッズワールドと洗馬小曾部にあります自然ランド・バンバン、ハートフルキッズ広丘保育園の3つの認可外保育所への運営費補助金で、市内在住の入園児数に応じて補助金を交付するものでございます。次の黒ポツになります。子供のための教育・保育給付費負担金1億6,913万円余につきましては、入園児童数に応じました法定の支弁費ですとか、長時間保育それから低年齢児保育にかかわる負担金等を交付をしまして、民間保育園の運営を支援するための負担金でございます。なお、30年度につきましては、認定こども園1園と社会福祉法人立の保育園1園、広域入所分を予定をしております。以上です。

○**福祉課長** 次の白丸、児童扶養手当支給事業2億6,089万円につきましては、一番下の黒ポツ、児童扶養手当、ひとり親家庭等に対しまして、生活の安定と自立に向けた経済的支援のための手当を支給するものとなっております。

次の白丸、児童手当支給事業10億8,900万円余につきましては、一番下の黒ポツ、児童手当、中学卒業までの子どもを養育している父母等に対し、生活の安定や児童の健やかな成長に資することを目的に手当を支給するものとなっております。

○**こども課長** 続きます2目児童運営費になります。説明欄最初の白丸、保育士給与費7億6,160万円余につきましては、正規保育士113人分の人件費で、内訳は園長15人、保育士98人となっております。

次の白丸、保育所運営費1億8,860万円余につきましては、公立保育園15園の運営経費でございまして、保育日数は293日を予定しております。それではここで予算説明資料の40ページをお開きいただきたいと思っております。こちらの中段になりますが、保育所運営費をごらんいただきたいと思っております。新年度の途中入所も含めました入園予定児童数は、昨年より124人増の1,725人を見込んでおりまして、全園で行っております長時間保育や、基幹園で実施をしておりますデイ保育、それから休日保育等の特別保育事業などの実施によりまして、保護者の皆さんの子育てと就労の両立支援を推進してまいりたいというふうに考えております。予算書にお戻りいただきまして、保育所運営費2つ目の黒ポツの長時間保育士賃金、その下の臨時保育士賃金は保育士の休暇等の代替保育のほか、早朝夕方の長時間保育などに1日単位、あるいは時間単位で勤務する臨時職員の賃金となっております。そこから3つ目の黒ポツになります。園医謝礼166万円余につきましては、入園児童の内科健診、それから歯科健診を春と秋の年2回実施しているものでございます。

ページをおめくりいただきまして157、158ページをお願いいたします。真ん中より少し下の黒ポツになりますが、市外保育所入所児童委託料316万円余につきましては、市内に居住する児童の保育を市外の保育所へ委託するもので、理由としましては里帰り出産のほか、DV対策、ひとり親の勤務先等によるものを想定しております。それから下から5つ目のAED使用料127万円余につきましては、12園におけるAEDがリース切れとなることから、新たに5年間の長期継続契約を締結するものでございます。保育所運営費は以上でございます。

○**教育総務課長** 次の白丸お願いいたします。保育所施設改善事業につきましては、市内15園の保育所の施設の一般的な維持管理、整備等に関する費用でございます。一番下の黒ポツ、施設整備工事につきましては、老朽化等に伴う保育園施設の施設更新等にかかわるもので、来年度は吉田ひまわり保育園及び広丘野村保育園のデイ保育室へのエアコンの設置、それから広丘西保育園の給食室手洗いシンクの取りかえ等を予定しております。以

上です。

○**こども課長** 次の白丸、育児支援推進事業でございます。こちらにつきましては地域の子育て支援施設として位置づけられています保育園、それから児童館の専門機能を生かしましたあそびの広場事業のほか、地域の特色を生かしました保育園の地域活動として、異年齢交流事業、それから高齢者との世代間交流、郷土文化伝承事業等を通じまして、児童の情操を育む取り組みを進めていく事業でございます。一番下の黒ポツ、病児・病後児保育事業につきましては、風邪等で体調がすぐれず、保育園には通わせられないというときに、桔梗ヶ原病院内にありますキッズステーションでお子さんをお預かりする事業で、子育て世代の育児と仕事の両立を支援してまいります。

ページをおめくりいただきまして159、160ページでございます。一番上の黒ポツになります。子育てネット管理委託料につきましては、現在、情報政策課におきまして実施しております、しおじりまあるい子育てネットという事業がございまして、子育て中の保護者の皆さんに向けていろいろな情報発信している事業がございしますが、こちらにつきましては、事業をこども課の方に移管をしまして、新たに子育て支援による情報提供を行っていくための借り上げ料となっております。

次の白丸、保育補助員設置事業765万円余につきましては、通称おじいちゃん先生、おばあちゃん先生としまして各保育園に配置をしまして、核家族化が進行している中、児童の情緒の発達を促すなどを目的として各園週2日勤務の配置をしているものでございます。

○**子育て支援センター所長** 同じく159、160ページ、子育て支援センター事業になります。あわせて予算説明資料36ページになりますので、ごらんいただきたいと思います。子育て支援センターは今年度2月末時点で、北部とそれからえんぱく合わせて約2万6,700人余の親子の利用があります。月齢の低い時期からの利用も増えております。ただ、まだ子育て支援センターを利用しない、できない家庭も多いことが引き続きの課題となっておりますので、27年度から実施しておりますお出かけ支援センターに気軽に出かける場所として地域の親子に利用していただいております。

それでは、160ページ一番下の白丸になりますが、子育て支援センター事業費760万2,000円のうち、1つ目の黒ポツ、臨時職員賃金233万円余になりますけれども、北部子育て支援センターパート保育士の賃金のほか、親子向け、保護者向け講座のうち、託児を必要とする場合の保育士賃金や、土日祝日の開館での補助及びその代替に充てる保育士賃金になります。めくっていただきまして162ページになりますが、上から3つ目の黒ポツ、北部子育て支援センター壁画作成委託料97万2,000円ですが、平成31年度オープン予定の北部交流センターに移転します北部子育て支援センターのプレイルーム内に、軽井沢在住の絵本作家による壁画の作成を委託するものです。

最初の白丸、こども広場事業になります。こども広場事業は、2月末で利用者が4万6,300人を超過しております。市内外の多くのご家庭が利用しております。事業費4,231万5,000円のうち、上から2つ目の臨時職員賃金550万円余ですが、特に休日の利用者増に対応できるような勤務体制を組むための臨時職員4名分の賃金で、安定した職員配置をしていくものになります。同じく下から2番目の施設管理負担金3,379万円余ですが、これはウイングロードビル全体を管理する塩尻市振興公社との取り決めによります面積割による負担となっております。

その下の白丸、ファミリーサポートセンター事業になりますが、一番下のファミリーサポート利用料助成金36万円は、生後3カ月から満3歳までの未就園児を対象に、会員登録時に無料利用券を発行しておりましたが、30年度からは発行の時期を初回サポート時に変更することで、利用者を絞り込むように変更いたします。また、ゼロから3カ月までの出産直後の家庭には引き続きサポーターが訪問し、必要に応じた支援を継続してまいります。以上です。

○こども課長 次の白丸になります給食運営費をお願いいたします。ページをおめぐりいただきまして163、164ページをお願いいたします。一番上の黒ポツ、給食費1億2,950万円余につきましては、公立保育園の年間の給食日数279日分の給食、それからおやつのおやつ費になります。下から3つ目の黒ポツ、給食調理業務委託料1億4,128万円余につきましては、保育園の給食調理業務につきましては、現在15園全ての園で民間委託を行っております。現状として食物アレルギーを持つお子さんの増加、それから3歳未満児の増加によります離乳食対応が増加をしております、それに的確に対応するとともに、質の良い安全安心でおいしい給食の提供、それから食育を通じまして、園児の心身の健全な成長発達や、望ましい食習慣の定着に繋げるための委託料となっております。一番下の黒ポツになります。備品購入費461万円余につきましては、大門保育園の業務用冷蔵庫、それから宗賀中央保育園の包丁・まな板殺菌庫、みずほ保育園、片丘保育園の検食用冷凍庫といった備品を計画的に更新をしまして、衛生面にも配慮しつつ、安定的な給食提供に努めるための費用となっております。

次の白丸になりますが、園児送迎バス運行委託料、委託事業107万円余につきましては、北小野及び檜川保育園の送迎バス等の運行委託を委託するものでございます。

次の白丸、にぎやか家庭応援事業1,075万円余につきましては、子育て世代に選ばれる地域の創造の中で子供を産み育てる環境の整備としまして、平成27年度から実施をしております。出産、子育ての負担軽減を図るための基幹事業となっております。予算説明資料の41ページをごらんいただきたいと思います。右側、事業内容の最初の四角になりますけれども、多子世帯保育料減免事業、こちらは保育園分になりますが、対象者の第2子39人、それから第3子以降30人につきましては、いずれも認可外保育分も含まれた人数というふうになっております。なお、3歳未満児につきましては、引き続きまして、本市独自の第2子の保育料を10%減額、それから第3子以降は20%の軽減を継続して行っております。次の四角になります保育講演会事業につきましては、新年度は新たに、市長、教育評論家、それから絵本作家等がそれぞれの立場から、子育てしたくなる街、子育ての大切さといった視点から、パネルディスカッションをする場を設けさせていただくとともに、幼少期の家庭での育児や教育、それから地域ぐるみでの子育ての大切さを認識していただくために、市会議員の皆様をはじめ、市の職員を対象とした講演会の開催を予定しております。その下の四角、親子でイクジー事業につきましては、こちらも継続事業となりますけれども、えんぱーくで未就園児に保育園での活動を体験してもらい、保護者の皆さんには同年代の保護者同士の情報交換の場を創出し、また、地元大学の保育課とのコラボレーションによりまして、保育士を目指す学生が実際に子供と触れ合える機会を設けることといたしております。一番下の四角になります子育て応援発信事業につきましては、主に子育て専門誌月刊イクジィの1ページをふた月に1回買い取らせていただきまして、子育て世帯に向けた市の情報の発信を広く定期的に行うこととし、59万円余を計上させていただくものでございます。

予算書164ページにお戻りいただきまして、次の白丸、子ども・子育て会議運営事業201万円余につきましては、元気っ子育て支援プランⅡの進捗状況等の検証のために、子ども・子育て会議を年2回程度開催するための委員報酬を計上するとともに、現在計画進行中の元気っ子育て支援プランⅡ、こちらが平成31年度に終期を迎えますことから、次期計画の策定を見据えプランの策定委託料を初めとしまして、ニーズの調査等につきまして委託をするものでございます。

○福祉課長 それでは次に、3目ひとり親家庭支援費でございます。2つ目の白丸、ひとり親家庭福祉推進事業579万6,000円につきましては、ひとり親家庭等に対し生活や子育て支援、経済的支援、就労支援を行うものとなっております。2つ目の黒ボツ、ひとり親家庭福祉事業補助金50万円は塩尻市母子寡婦福祉会ひとり親おじりて実施している親と子の触れ合いや、ひとり親家庭の交流を目的とした事業に対する補助金となっております。また来年度はさらに、ひとり親で子育て経験のある会員による相談や情報交換などから、自立の意欲を促すペアレントメンター相談事業の実施をしていただくようお願いしております。

次のページ165ページ、166ページをお開きください。1つ目の黒ボツ、母子家庭児童等入学祝金80万円につきましては、ひとり親家庭の児童及び生徒の入学を祝うとともに激励するために、入学祝金として対象児童1人につき1万円を支給するものでございます。次の2つの黒ボツ、自立支援教育訓練給付金と高等職業訓練促進費につきましては、ひとり親の就労に役立つスキルアップのための支援を行うもので、自立支援教育訓練給付金につきましては、教育訓練講座の受講の費用の一部を支給し、高等職業訓練促進費につきましては、資格取得のための養成期間・就学中の生活費の負担の軽減を行うものでございます。次の黒ボツ、高等学校等就学支援給付金200万円は30年度から実施する新規事業となります。予算説明資料の18ページをごらんください。下の段になりますけれども、高等学校等就学支援給付費ということで、ひとり親家庭の子供たちが高校に進学して、経済的理由により退学することなく卒業し、将来安定した仕事に就いてもらうことを目的に、ひとり親家庭の高等学校等の就学に係る費用の負担軽減を図る事業でございます。教材費としまして123万円、通学費として77万円の予算計上をしております。これにつきましては、それぞれの支給を対象児童1人につき、年1回の支給を予定しております。教材費につきましては、高校の正規の授業で使われる教材費についてを対象にしております。また通学費につきましては、高校に通学する公共交通機関を利用した交通費の補助を予定しております。それぞれ教材費につきましては上限を1万5,000円とし、通学費については上限を2万円としております。これについての要件でございますが、購入時に児童扶養手当の全部支給を受けていること、また生活保護費などのその他の給付事業を利用していないことなど生活保護者については除外しております。それで対象となる児童でございますが、積算した時点平成29年の6月30日現在なんですけれども、全部支給の対象世帯でこの高校に通われている年齢に該当する児童が約82人おります。

それでは、予算書の方にお戻りください。166ページの1つ目の白丸、児童福祉施設費192万円につきましては、まず1つ目の黒ボツ、母子生活支援施設入所委託費は、虐待等で保護した母子が自立支援施設に入所した場合の委託料となっております。次の黒ボツ、助産施設入所措置費につきましては、経済的理由で出産費用等の支払いができない者に対する助産施設への入院及び分娩介助の措置費となっております。

○家庭支援課長 次に4目家庭支援費をお願いいたします。1つ目の白丸、嘱託員報酬591万6,000円につきましては、家庭支援課に勤務をいたします保育士及び社会福祉士の報酬等になっております。4つ目の白

丸、家庭支援推進事務諸経費130万9,000円につきましては家庭支援課における経常的な経費となっております。次の白丸、家庭支援推進事業907万8,000円につきましては予算案説明資料43ページをあわせてごらんをいただきたいと思います。初めの黒ポツ、臨時職員賃金100万円につきましては養育支援が必要な家庭に対して保健師、保育士、看護師等の専門職を家庭に派遣をしまして養育に関する指導助言を行う養育支援訪問事業の拡充を図るため看護師を養育支援訪問員として新たに配置をするものでございます。母子保健事業との連携を強化しまして、安心して妊娠出産子育てできる環境を整えるとともに児童虐待の発生予防や重大化の防止を図るものでございます。その2つ下の黒ポツ、養育支援員賃金35万3,000円につきましましては、養育支援訪問員以外の専門職や専門職でない子育て経験者などが訪問する場合の賃金になります。

次のページをお願いいたします。上から5つ目の黒ポツ、松本乳児院建設補助金700万円につきましては松本赤十字乳児院の移転改築に当たり、中信4市がその一部5,000万円になります。これを助成するものでございまして、人口割利用者割の按分によるものでございます。松本赤十字乳児院は現在の松本市岡田から松本市元町に移転するものでございまして、30年7月に工事に着手し31年4月に開院する予定となっております。

次の白丸、こどもの未来応援事業22万5,000円につきましては、予算案説明資料43ページの上から2段目をあわせてごらんをいただきたいと思います。新年度におきましては行政に加え地域や関係団体等による、こどもの未来応援協議会を設置をしまして、早寝早起き朝ご飯読書市民運動の推進と地域での学習支援を核にした子供の居場所作りの促進を進めるものでございます。初めの黒ポツ、講師謝礼8万4,000円につきましては7月に協議会を設立する際に講演会を開催するための講師の謝礼等になります。

○こども課長 引き続きまして5目児童健全育成費1億6,433万円余につきましては、児童館9館及び児童クラブの運営費と放課後キッズクラブ運営費が主なものとなっております。最初の白丸、嘱託員報酬6,211万円余及び次の白丸、職員給与費4,718万円余につきましては児童館長及び児童厚生員の人件費となっております。次の白丸、児童館児童クラブ運営費4,035万円余のうち2つ目の黒ポツ、臨時職員賃金1,693万円余につきましては、児童厚生員とともに放課後の学童保育を担当しますパート職員及び児童クラブ、キッズクラブの充実のため、支援の量の拡充と質の向上を図り、高水準の支援内容を確保するために配置をします、児童館巡回支援員の賃金となっております。

ページをおめくりいただきまして169、170ページをお願いいたします。上から2つ目の黒ポツ、洗馬児童館指定管理料1,255万円余につきましては洗馬児童館の指定管理を塩尻市社会福祉協議会に委託し、複合施設を活用した利用者と児童の交流のほか地域の諸団体とも連携した活動を積極的に展開していただくものでございます。指定管理につきましては、本年度で5年の期間が満了しますことから、新たに平成30年4月1日から35年3月31日までの指定管理をお願いすることとしております。

次に4つ下になりますけれども、AED使用料75万円余につきましては児童館8館のAEDにつきましてリース切れになることから、新たに5年間の長期継続契約をさせていただくものでございます。なお、新年度児童クラブ、放課後キッズクラブにつきましては、これまでの運営実績ですとか、それから利用状況こういったものに基づきまして検証を行った上で、それぞれの制度設計の見直しを行わせていただくこととなっております。具体的には利用時間、料金設定を細分化しまして、これまでの6時まで7時までといった利用時間に加えまして、午後5時までの利用時間を新設、利用料金も低額に設定をいたしております。また、放課後キッズクラブにつき

ましては利用実態のない午後7時までを午後6時までとしまして、土曜日につきましても利用者がいないことから、利用対象外とさせていただきます。

○**教育総務課長** 次の白丸、児童館児童クラブ施設改善事業につきましては、市内の児童館それから児童クラブの施設の維持管理等に関する経費として、通常の営繕修繕料のほか施設管理に係る各種委託料等を計上しているものでございます。一番下の黒ポツ、施設工事費につきましては塩尻東児童館の外壁階段の改修工事等を予定しております。次の白丸、広丘児童館建設事業につきましては予算説明資料38ページもあわせてごらんください。平成8年建設の広丘児童館の利用者増加に伴いまして、旧勤労青少年ホーム跡地に新設し既存の広丘児童館を広丘西保育園の園舎として改修し、保育園及び児童館の充実を図るものでございます。想定規模は大門児童館と同規模ということで、150人程度を予定しているところでございます。主な工事は勤青ホームの解体、新しく広丘児童館の建設、現在の広丘西保育園の改修ということになります。来年度につきましては、測量実施設計に係る経費を計上させていただきます。計画では31年度に勤青ホームの解体、それから広丘児童館の建設、32年度に新しい児童館の開館と保育園舎の改修工事を予定したいと思っております。以上です。

○**家庭支援課長** 次に6目発達支援費をお願いをいたします。初めの白丸、元気っ子応援事業、562万9,000円でございますが、あわせて予算説明資料43ページの上から3段目をごらんをいただきたいと思っております。3つ目の黒ポツ、元気っ子相談等謝礼433万9,000円につきましては、医療相談、心理検査、言葉の相談、元気っ子のびのび会等における、小児科医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士などへの謝礼となります。

下から3つ目の黒ポツ、印刷製本費32万1,000円につきましては、小学校、中学校の卒業時にライフステージに応じたパンフレットを作成をし、卒業する全ての家庭に配布をするとともに、関係をする高等学校等にも配布をしまして、相談窓口等の周知を図ってまいるというものでございます。

○**福祉課長** 次のページ、171ページ、172ページをお開きください。3項生活保護費1目生活保護総務費でございます。3つ目の白丸、生活保護事務諸経費は、生活保護法に基づく保護の決定や実施に必要な事務諸経費でございます。下から5つ目の黒ポツ、生活保護システム改修委託料82万1,000円につきましては30年度に行われる生活保護の基準の見直しや、マイナンバー制度の改正に伴い必要なシステム改修を行う委託料でございます。下から2つ目の黒ポツ、生活保護システム使用料353万8,000円は生活保護世帯の情報、援助の記録、扶助費の支給などの管理を行うシステムの使用料でございます。

次の白丸、生活保護適正化事業は生活保護制度の適正運営を図るための事業でございます。

次のページ、173ページ、174ページをお開きください。上から4つ目の黒ポツ、レセプト点検委託料49万7,000円につきましては、医療扶助の適正な支給を行うため医療機関から提出されるレセプトの内容点検を委託するものでございます。

続きまして2目扶助費、生活保護扶助費につきましては、1つ目の黒ポツ、生活保護費は、生活保護法に基づき生活保護受給世帯の世帯人数及び生活状況に応じて保護費を支給するものでございます。本年2月現在の生活保護の受給世帯数は264世帯、受給者数は365人となっております。前年の同時期と比べますと、世帯数で18世帯増、人数で23人の増となっております。次の黒ポツ、中国残留邦人生活支援給付費は中国残留邦人支援法に基づきます帰国後の安定した生活を支援するため給付するものでございます。2月現在、支給世帯は6世帯、給付人数は8人、前年同期と同じとなっております。次の黒ポツ、就労自立給付費につきましては、生活保

護を脱却後の生活支援と再度保護に至ることを防止するために、就労の支度金、支援金を給付するものでございます。

173ページ、174ページにお戻りください。一番下ですけれども、5項災害救助費1目災害救助費応急救助諸経費です。これは災害発生時に被災した市民に対しまして、支援を行えるよう災害の弔慰金を計上したものでございます。

○健康づくり課長 それでは予算書175、176ページをお願いします。4款衛生費です。1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。

まず2つ目の白丸、保健衛生事務諸経費につきましては、保健衛生全般に係る事務的経費でございます。

その下の白丸、未熟児養育医療給付事業につきましては、入院が必要な未熟児に対して医療の給付を行うものでございます。その下の地域医療推進事業でございますけれども、こちらは予算説明資料の22ページもあわせてごらんいただきたいと思います。地域住民の健康管理、緊急医療体制を関係団体や広域圏等で構築しているものであります。大きなものは塩筑医師会、歯科医師会、薬剤師会に委託をいたしまして、土日祝日、年末年始等に当番制にて医療等の確保を図っているものであります。その他では、中ほどの黒ポツ、木曾広域連合負担金につきましては、檜川地区の平日夜間等の一次救急に関するものでございます。それからその下の黒ポツ、病院群輪番制事業負担金につきましては、平日夜間や土日祝日の二次救急医療に係る松本広域圏救急災害医療協議会への負担金でございます。それから、下から2つ目の黒ポツですが、旧両小野国保病院組合関係負担金につきましては、組合は解散になりましたけれども、新しい両小野診療所の敷地借地料に係る負担金30万円となっております。

その下の白丸、出産・子育て安心ネットワーク事業につきましては、黒ポツの松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業負担金ということで、産科医の不足を3市5村の松本地域医療圏全体でカバーするために設立した協議会の負担金となっております。

おめくりいただきまして、177ページ、178ページ、一番上の白丸、天使のゆりかご支援事業につきましては、平成17年度から実施しております不妊または不育症治療に対して補助を行っているものでございます。前年同額の1,600万円余を計上しております。

2目予防費でございます。最初の白丸、予防対策事務諸経費でございますけれども、こちらは予防対策全般に係る経費でございまして、主なものは中ほどにございます消耗品費1億695万円余でございますが、こちらは予防接種を実施しておりますが、そのワクチン代13種類ほどの予防接種になります。それからそこから6つ下に、黒ポツで個別接種医師委託料、これも1億253万円余でございますが、こちらは医療機関において接種を実際をお願いしている医師への委託料ということで大きな金額になっております。今回の予防対策事務諸経費でございますけれども、予算説明資料の22ページの中ほどに、真ん中にごございますけれどもそちらを見ていただきたいと思います。新年度につきましては29年度に日本脳炎ワクチンの供給不足ということがありまして、29年度本年度実施できなかった未接種者への対応がございまして。それから高齢者のインフルエンザ予防接種対象者が年々ふえているということで、その増の対応。それから2種混合、これまで学校で実施してございましたけれどもこの集団接種、それからBCGも保健センターで集団接種実施してございましたが、こちらは個別接種に切りかえるというようなことにより、全体的に増額ですね、諸経費全体で1,069万1,000円の増というこ

とになっております。

続きまして、予算書をおめくりいただきまして、179ページ、180ページ、一番上の白丸、健康増進事業でございます。こちら予算資料は22ページのほうに記載がございます。健康増進法に基づきまして各種癌検診等を実施して市民の健康増進を図っております。一番大きな6,900万円ほどの黒ポツ、保健対策事業委託料がございますが、こちらは健康づくり事業団集団検診塩筑医師会のほうに個別の検診を委託しております。胃、大腸、肺、子宮、乳がん検診等を実施しております。ここでは、新年度は大腸ガンクーポンをこれまでやってきておりましたけれども、こちらについては本年度29年度までは41歳、46歳、51歳、56歳、61歳と5段階の年齢でクーポンを配付しておりましたけれども、新年度からは入口年齢の41歳のみとする方向で計上しております。

続きましてその下、180ページの歯科保健事業でございます。こちら乳幼児から妊産婦成人高齢者までの歯科検診訪問相談の実施事業でございますけれども、これまで要望の強かった妊婦歯科健診がございますけれども500円の負担がありましたが、新年度からは無料で妊婦の歯科検診を実施をしまいたいというふうに考えております。それから訪問歯科健診も実施をしておりましたが、こちらは長寿課の方に移管、在宅の要介護高齢者の関係で包括医療の関係もございまして、地域包括ケア充実、医科歯科連携をさらに進めるために長寿課のほうに移管ということで減額になっております。

続きまして、おめくりいただきまして181、182ページでございます。一番下に、親子の健康みらいサポート事業というのがございまして、こちらが新年度の新規事業でございます。3歳児健診等の機会に、その保護者に対しまして簡易血液検査等を実施いたしまして、生活習慣改善の意識を高めて親子の30年後の健康維持、生活習慣病予防を目指すものでございます。こちら説明資料のほうには23ページにございますが、親子303プロジェクトというふうに命名しまして、30代の保護者の方を3歳児健診のときに実施していただくという意味を込めてそんな形になっております。一番下の黒ポツの簡易血液検査等委託料が、これが主なものでございますが、指先から採血する簡易キットがありますので、そちら郵送により血液検査をするということで民間企業に委託をしていきたいというもので、初年度は一応200人を見込んでおります。

続きまして次のページ、183、184ページの4目母子保健費につきましては担当課長のほうから御説明をいたします。

○保健予防担当課長 ではお願いします。4目母子保健費です。説明欄の2つ目の白丸、母子健診事業と3つ目の白丸、母子相談支援事業ですが、今年度は母子保健事業費として一つの事業だったものを、ちょっと事業数が多くわかりにくい等がありまして健診事業とその他の相談事業に分けました。

それでは2つ目の白丸、母子健診事業ですが予算説明資料では23ページ2段目になります。一緒に見ていただきたいと思います。母子保健法に基づき妊娠期乳幼児の健診事業を行うのに必要な経費になります。3つ目の黒ポツ、健診事業医師等謝礼、4つ目の黒ポツ、健診事業補助員謝礼は、乳幼児健診等に係る医師、補助員等への謝礼になります。下から3つ目の一般健康診査委託料ですが、妊婦一般健康診査と乳児一般健康診査とありまして、妊婦一般健診のほうは基本健診14回分の健診を県の医師会等に委託して実施しているもので、乳児一般健診のほうは生後3カ月から11カ月までの乳児を対象にやはり県の医師会と委託で実施しているもので、その委託料になります。

次に3つ目の白丸、母子相談支援事業ですが、予算説明資料23ページの中段になります。3つ目の黒ポツのマニティーサポーター賃金ですが、28年度北部子育て支援センター内に開設しました安心サポートルームの利用が順調でありまして、南部地域の需要に対応するため29年度えんぱーくに週1回、出張安心サポートルームを開設しました。こちらも利用が好調なため、来年度保健福祉センターに新たに中央安心サポートルームとして常設する予定です。身近なところで切れ目のない支援を目指したいと思います。その中央サポートルームにマニティーサポーターを1人増員しますので、その増員分が含まれています。

それから下から3つ目の黒ポツ、宿泊型産後ケア事業委託料ですが、新規事業になります。出産後、環境が整わないとか不安が強い母親を対象に、病院等に宿泊し、専門職が母親への身体的回復と心理的安定を促進し育児指導等行う事業で、病院等への委託料になります。費用の8割を市が負担する形で1日2万4,000円を限度額として行う予定です。その下の黒ポツ、母乳相談等助成事業委託料ですが、これも新規事業になります。出産後の母親の多くが母乳を含め栄養管理に対する不安が大きいことに対応するため、母乳等の相談を病院、助産所等で受ける際に助成券を発行するもので、1人当たり2,000円を2枚発行する予定です。病院助産院等への委託料になります。私からは以上です。

○男女協働参画・人権課長 続きまして5款、労働費になります。ページ飛びますけども予算書の201、202ページをごらんいただきたいと思います。説明資料は最終ページ、48ページになります。予算書のほうで説明をさせていただきます。

まず、ふれあいプラザ運営費2つ目の白丸でございます、3つ目の黒ポツ、各種講座講師謝礼でございます。これにつきましては、女性の社会復帰または再就職支援等の資格取得講座または生活教養講座の開催経費となっております。中ほどでございますけども、黒ポツ、営繕修繕料、これにつきましては、ふれあいプラザの和室の量がえの予算となっております。15万2,000円でございます。一番下の黒ポツでございます。長野県働く女性の家連絡協議会負担金でございます。7,000円でございますが、県の働く女性の家11市で運営しております協議会への負担金となっております。以上でございます。

○委員長 それでは、3時10分まで休憩をとります。

午後2時59分 休憩

午後3時07分 再開

○委員長 それでは休憩を解いて進めたいと思います。先ほど永田委員から資料の請求がありまして、お手元にお配りしてございますので、この説明を求めたいと思います。

○市民活動支援担当課長 それでは、まちづくりチャレンジ事業29年度分でございます。

ステップアップ事業が4つございまして、まず1番のNPOホットライン信州、これがステップアップ2年目の事業でございます。次のちび商人、さつき会、塩尻「学び」マネジメント、この3つがステップアップの3年目、最終年度であります。その下、トライアル事業、チャレンジの事業ですが、4月から開催したおひさまの会、そして子どものミカタプロジェクト、9月の2次募集では宮下地区お助け隊、以上でございます。7団体が29年度は応募して補助金の内示を受けて事業していると。年間170万円でございます。以上です。

○委員長 永田委員よろしいですか。

○永田公由委員 いいです。またよい事業を。

○委員長 それでは、ただいま説明を受けました202ページまでの質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○永田公由委員 156ページの児童扶養手当、児童手当の関係ですが、いわゆる親の所得に関係なく一律に児童1人幾らって支給をされているわけですか。それと、それぞれの対象児童の人数を教えてください。

○福祉課長 まず児童扶養手当につきましては、これは世帯の所得によりまして、全部支給するか、一部支給にするか、支給停止とするかという形で支給額を決定しております。これにつきましては、受給数ですけれども539人を見込んでおります。児童手当につきましては、こちらも所得の確認をさせていただいております。所得制限で、ある程度の所得以上のある方は特例給付費ということで、金額が1人のお子さんについて5,000円ということで金額が変わってまいります。これにつきましては、一般の児童手当につきましては、支給延べ人数で9万2,000人余、特例給付で7,200人余ということになります。

○永田公由委員 実数はわからない。回数ってことか。

○福祉課長 おおよそ5,040人ほどになります。

○永田公由委員 いい、もう一点、確認ですけど166ページの一番上に母子家庭等児童等入学祝金とあって、先ほど課長の説明だとひとり親家庭ってような説明があったと思うんだけど、父子家庭も含まれるという理解でいいわけですか。

○福祉課長 そのとおりです。

○永田公由委員 課長、これは名前を変えたほうがいいんじゃない。

○福祉課長 委員御指摘のとおり、ひとり親家庭等ということで変えた方がいいという御意見、他からもいただいておりますので、今後変えさせていただくようにします。

○永田公由委員 とりあえず、オーケー。

○副委員長 158ページの中ほどに、市外保育所入所児童委託料というのがありまして、里帰りとかDVとか勤務先の関係という説明あったんですが、予算で比較しますと29年度が82万7,000円なんですね。現実的にふえたってことなんでしょうけど、この内訳がわかったら教えていただきたい。

○こども課長 こちら今年度の委託につきましては、6人ということでお願いをしております。それぞれ諏訪市、辰野町、それから松本市、下諏訪町ということでお願いをしております。このうち2件につきましては、お勤めの勤務先の中に子ども・子育て支援法に基づきます企業内保育所がございますので、勤務先のところへお預けをいただいているということで、そちらに塩尻市から委託をしているといったような関係になっております。それから残りの方につきましては、勤務先の状況で塩尻市内の保育所に預けますとお迎えが間に合わないといったような状況がございまして、そういった方につきましては残りの4人につきましては、市外に委託をお願いしておりますというところでございます。

○副委員長 内容的には里帰りとか、DVはないということですか。

○こども課長 29年度につきましてはこちらが受ける側、受託側につきましては、里帰り出産でっていう方はいらっしゃいますけれども、委託ということでお願いする側につきましては、里帰り出産はございません。

○副委員長 こちらからよその市町村へ行って、お願いっていうか預かっていただくので支払う部分については、

もちろん向こう受入側の都合もあるのでしょうか、それに係る条件というのは何かあるのですか。希望すればみんな認められるのか。

○**こども課長** 基本的な部分につきましては、やはり保育所に空きがないと受け入れはしていただけないといった状況でございますので、空きがある場合に双方の市町村で調整をいたしまして、受け入れていただけるかいただけないかということで協議をして決定をいたしております。

○**金田興一委員** 逆にあれですか。市外から市内への保育園はおいでになりますか。

○**こども課長** 今年度の場合でございますけれども、安曇野市のお子さんが里帰り出産ということでお一人、市内みずほ保育園の方でお預かりをさせていただいております。

○**山口恵子委員** この関連で、保育料が市町村ごとに違いますが、その保育料の基準っていうのはどちらの市の基準に合わせてるのか、その差額はどういうふうに対応されているのかお聞きします。

○**こども課長** 基本的には、その先の保育料という形でいただくような形になっておりますけれども、どちらにしましても、そうしますと国の補助の部分というのが足りないといいますか減ってしまうという部分がございますので、その部分につきまして改めてこちらのほうで、双方で負担をさせていただいているといった状況でございます。

○**山口恵子委員** 同じページの保育所施設改善事業の中に自家用工作物保守委託料ってあるんですけど、これはどのような内容の予算かお聞きします。

○**教育総務課長** 担当の課長補佐のほうから詳細を説明させていただきます。

○**教育施設係長** 自家用工作物の関係はキュービクルというですね、高圧受電している施設が日の出保育園と吉田ひまわり保育園、それから広丘野村保育園で高圧受電しているものですから、それを中部電気保安協会に委託しているものです。

○**山口恵子委員** わかりました。保育園の保育料についてなんですけれど、保育料は給食費も含めた形の保育料になっていると思うんです。それで1カ月とか休園をした場合はその分、多分返金ですか、精算して返金するということになってると思うんですけれど、保育料と給食費はセット、一緒になっているんですが、今回のきのうの宗賀保育園の場合、その給食がどのくらいかはわからないのですけれど、おうちでね、お弁当持ってきてもらうっていう対応になった場合の、期間がまだどのくらいかわからないんですが、その保育料についてはどのようにお考えなのかお聞きします。

○**こども課長** 今、山口委員さん御指摘のとおり、保育料につきましてはですね、給食費といいますかそういった部分で細かい内訳がございません。基本的に給食費部分も給食費相当部分も含めまして、全てで保育料という形になっておりますので、その保育料のうち、どの部分が給食費でとかいったそういった算定にはなっておりませんので、非常にその給食がないということでありまして、その部分だけちょっと算定をしてお返しするとか、減免するというのは基本的にはちょっと難しい部分もありますし、今までもやってきておりません。ただ、今、御指摘ありましたとおり、日割りということはちょっとできませんけれども、ひと月丸々お休みされた場合とかですね、いろんな事情があつてお休みをされた場合につきましては、保育料につきましては減免といいますか、一切いただけないといったような状況になっております。今回の事件に基づきます給食費の対応につきましては、ちょっと現在対応中ございまして、どういった形をとるのかというところで、やはり保護者の皆さんに

はお弁当を持参していただくということで、それなりのちょっと負担を強いておるといいますか、非常にお忙しい中お願いをしていくという部分でもございますので、ほかにどんな形で対応させていただくのかということを含めて、ただいまちょっと検討中ということでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○永田公由委員 162ページの上から3行目の北部子育て支援センター壁画作成委託料とあるのですが、これはどういった内容というか、どういった壁画で何の目的でこういったものをつくられるのかについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○子育て支援センター所長 こちらにつきましては、新しい施設でもありますし、えんぱーくの支援センターとの区別をするというか、そういった形がありまして、形とすれば、今ありますえんぱーくの中のプレイルームというような形が、今度新しい北部子育て支援センターになるわけなんですけれども、その中の一つの壁画と申しますか壁を、軽井沢在住で福田としおさんっていう方、accotto（アッコト）さんっていう名前で奥様と御夫婦で絵本作家をされている方がいるのですけれども、その方にお願ひをしまして、快く受けていただけるということで、プレイルームの中のある一つの壁に、子供が喜ぶような絵を書いていただくということで、まだ内容についてはまだこれから詰めていかなければいけない状態ですけれども、そんな形でちょっとえんぱーくとの差別化をしていこうかなということをお願いするようになりました。

○永田公由委員 これからまだ図柄だとかどういった形にするのか、例えばね、直接触ると絵だで、いろいろ汚れたりするので、ガラスをするのか区切るのか、その辺もあるだろうけれども、これからまだ詰めるということですね。

○子育て支援センター所長 はい、細かいところはこれからまだ詰めていかなければいけないんですけれども、絵本作家さんの中でそういった壁画をやっているっていう方が、福田としおさんっていう方ぐらいしか、今、なくて、その方は病院みたいなところの例えば小児科であったり、そういったところの壁に絵を描いている方ですので、そういった絵の具ですね、そういったものも特に害のないものを選定していますので、直接描いた上にまだ塗るかどうかっていうことも、プレイルームの壁の素材そのものもまだこれから決めなければいけないところですので、これから詰めていく段階になっています。

○永田公由委員 作製費はこの97万2,000円で、これがあつたっていうことですね。

○子育て支援センター所長 はい。

○金田興一委員 予防対策の関係でちょっと教えてほしいのですが、ここには出てないのですが、消耗品費は、なんかワクチン11種っていうような話でしたが、肺炎球菌の関係、肺炎球菌ワクチンは、あれは年齢で65、70、75歳ですか、やってるのですが、1回やれば有効期限は5年間というように聞いたのですが、それと同時に予防接種は1回しかできないっていうのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○保健予防担当課長 補助金が出る予防接種が1回ということで、御本人様がまた受けたければ自費で受けていただくという形になると思ひますけれども、5年たつてまたお医者さんのほうで受けたらどうかっていつて勧められますので、1回は補助が出るのですが、その後は自費になるということです。

○金田興一委員 そうだろうと思ひていたのですが、お聞きたいのの一つには、通知がみんな来て、無料でつか安く受けられるのですよね、たしか。だけでも通知の来ないっていう人がいるのですよ。私のところにもそういう話があつて、今盛んにテレビでやっているものですから。それで、そういう人はやっぱりその区切つ

た年齢をもう逃したからだめだっていうことなのかというのが一つと、結構これ、自分でやると高いんですよね、1回6,000円くらいかかったかね、たしか。それだものですから、全て所得の区分なく、全部誰でも受けなければ自分で受けると、こういうことですか。

○保健予防担当課長 年度当初に対象者の方全員に予診票を郵送しています。この年度末に受け忘れがないですかってということで、はがきをまた未受診の方に全員に出しています。たまたま4月ごろ受けて、ちょっとお忘れになって受けてないって言う方は何人かいらっしゃいますけれども、確認すると受けてあったりするので、すべからず全員の方に郵送をしているのですけれども。

○金田興一委員 わかりました。話しておきます。

○山口恵子委員 保育園のことでお聞きしたいのですが、市のこの資料を見ますと、ことしの入園希望者数も前年度より多くなっていますが、未満児と3歳保育のお子さんの割合が変化しているのか、その辺の状況をお聞きます。

○こども課長 ここ数年ですね、やはり3歳未満児のお子さん、特に1歳2歳のお子さんなのですけれども、非常に入園希望がふえている状況でございます。3歳以上児につきましても、多少ふえている傾向にはありますけれどもそんなには、横ばいといったような状況でありまして、やはり3歳未満児につきましても、ここ数年非常にふえてきておりまして、入園調整等につきましても非常に困難を来している状態ということになっておりますし、第一希望、第二希望というような形でなかなかちょっと希望の保育園に入りにくいといった、そういう状況にあるといった現状ではございます。

○山口恵子委員 保育園の来年度の入所要件を見ますと、未満児を御家庭で育てている方の申し立てがあればできるというような条件も含まれていますが、この件に関しては保護者というか該当する方はどんな状況でしょうか。

○こども課長 その新しい新要件ですね、3歳未満児を家庭で育児をする場合は、3歳以上児の方を保育園でお預かりしますと、その新要件につきましてもまだ調整中でございますので、はっきりした数字は申し上げられませんが、おおよその数字で、その理由で申し込まれた方は現在のところ90人前後おられるといった状況でございます。

○山口恵子委員 済みません、もう一点お聞きしますが、何年か前から入園の案内の中に、育休中の継続利用も載っていますが、この育休っていうのはパパでもママでもいいのかどうか、市のほうのお考えをお聞きます。

○こども課長 そちらの要件につきましては、一応年長児に限るということで要件示させていただいてあると思いますが、男性女性、特にお父さんお母さんかわらず育休ということで、要件として認めさせていただいております。

○山口恵子委員 確認ですが、そうすると市のこの要件の中で、妊娠出産はもう女性に限りませんが、それ以外の要件では男性女性、特に限定はないってことでよろしいですか。

○こども課長 はい、委員御指摘のとおり、年長児に限ってということで育休の継続利用でございますけれども、男性女性、特に分け隔てなく要件として使っております。

○山口恵子委員 済みません、年長児に限ってってということで、今、おっしゃったと思うのですけれども、これ見ますと3歳以上であるお子さんの場合、下のお子さんの育休中に関しても、退園することがないように入園の要

件を配慮してますっていうふうに書いてありますが、この件に関してもお父さんお母さんの限定はないという同じような考え方でよろしいですか。

○**子ども課長** それにつきましては、産前産後、それからその後の育休ということで全体を通した部分の中で書かさせていただいて、要は切れ目のない、要は途中で退園されることがあってはいけませんので、継続的な御利用という視点に立って書かさせていただいてありますので、総合に全部が男性女性両方ともいいかっていうことではなくてですね、あくまでもその部分の中で育児休業をとっておられる方については、男性も女性も関係なくということで捉えさせていただいております。

○**永田公由委員** 今の保育所の関係で、新年度は124人ふえるということですが、この人たちは待機しないで全員が大体その希望の園に入れる予定ですか。

○**子ども課長** 保育園の入園調整につきましては、まず12月の27日を1次申し込み締め切りとさせていただいておまして、そのあと2次申し込み締め切り、3次それから最終ということで、現在ちょっと調整をさせていただいておるところでございますので、調整中ということで、その辺につきましてはちょっと今何とも申し上げられないのですが、非常に先ほども申し上げましたが、希望の保育園にはちょっと入りにくいような今、状況にはなっておるとおるところでございます。

○**永田公由委員** じゃあ、一応定員は満たしてるわけだね。15園に割り振れば、数は十分間に合うってことだね。定員数は。

○**子ども課長** ゼロ歳から5歳までということで各保育園の中の定員ということに関しましては、十分満たしているという、今、状況ではございます。

○**副委員長** まず2点お願いします、まず1点目、178ページの2つ目の白丸、予防対策事務諸経費の中で、ちょっと説明を聞き漏らしていたら大変恐縮なのですが、昨年はB型肝炎ワクチンの接種費補助金ってのがあって、これがことしなくなっているのですが、やめたということなのか、あるいは中ほどにある個別接種医師委託料のほうへ含めたいということなのか、そこら辺について。

○**健康づくり課長** 説明はしていなかったのですが申し訳ないですけれども、B型肝炎につきましては定期化になりましたので、その経過措置として昨年度補助を実施しておりました。それが終了しましたので新年度はありません。以上です。

○**副委員長** もう1点お願いします、184ページの下から3つ目のポツ、宿泊型産後ケア事業委託料、これ新規でしたっけ。ちょっと私も女性のことよくわからないのですが、生まれて何日間かは、いるのですよね、病院に。すぐ出てくるってわけじゃないと思うのですが、それが過ぎた後にまだ具合が悪いってということになると思うのですが、それはハイリスク出産か普通分娩か通常分娩かによっても違ってくると思うのですが、それは医者が判断するってということですよ、当然。今、そういう状況が多いのかどうか、その判断の仕方と、その状況についてお聞きします。

○**保健予防担当課長** そうですね、今、5日くらい出産後入院して帰る方が普通なのですけれども、その後主にお母さんが不安が強かったり、家庭環境ですね、家に帰ってもサポートが得られないとかそういういろんな環境が重なって、在宅ではちょっと子育てしながら、お母さんの体もケアしながらいられないっていうような状況の方を支援する事業になりますけれども、判断の仕方っていうか、一応医療の必要な方はこの対象にはならないの

です。医療の方は医療でやっていただくので、お母さんの産後の心身の回復に不安があるとか育児に不安があるとか、そういう方の健康管理や生活面での相談を支援するっていうもので、実際28年度に1人自費で使った方もいらっしゃるんですけど、その人は、やっぱり家に帰っても親御さんたちの支援を受けられないし、自分は精神的にちょっと病気までいかななくても不安が強くて、ちょっと子供が見られない状況の方が自費で使った例もあります。やはりちょっと、本当に困った人たちを助けるものとしてこのサービスを用意しとかなきゃいけないかなっていうことで、今回出してみました。件数としてはさほど多いとは思ってなくて、年間五、六人かな、と利用者は踏んでいます。安曇野市も10月から始めて5人くらいだということですので、そんなふうに踏んでいます。よろしいですか。

○副委員長 大切、あるいは必要な事業かとは思いますが、その判断するのが、税金が80%補助することになっている中で、その判断基準というのは少し曖昧に今のお話聞いても聞こえるのですよね。それは、医療が必要なのはそれは医師が判断してそういうことになるのでしょうか。いわゆる何となくって、肥立ちが悪いとかそういうのも含めるのですか。なんとなく調子が悪いとか精神面はもちろんでしょうけれども、それは誰がどうやって判断して、市役所が判断をするのですか。本人が申請すればそれでオーケーっていうことなのでしょう。しかもそれを認めたとしても、80%の補助はいいんですけど上限が2万4,000円ってお聞きしたと思うのですが、そうすると何日入れるのかって一日か二日ですか、よくわからない。それが果たしてどういう効果があるのかっていうふうにも思うのですが、その点について。

○保健予防担当課長 一応申請をしていただくことになってまして利用申請書っていうものがありまして、御本人からの申請になるのですが、一応その申請の中に医師または助産師の意見っていう欄を設けてまして、この方が利用に必要か不要かっていうところで書いていただいて、必要な理由もちょっと書いていただくような欄をつくってあります。それを聞いて市のほうも状況を聞いて必要かどうか判断して決定していきたいって考えています。日にちなんですけれども一応7日を限度に利用していただくのですが、どうしても延ばす必要がある方は、もう7日延ばすっていう要綱にしてあります。

○副委員長 確認になりますけど、7日の限度ということで、それが日数はそういうことなのでしょうけど、金額的には2万4,000円が限度っていうことでよろしいわけですか。

○保健予防担当課長 1日泊まる場合2万4,000円ということになります。

○副委員長 1日2万4,000円の補助。

○保健予防担当課長 そうです。

○副委員長 わかりました。

○山口恵子委員 前のページ、3歳児健診のときの保護者の血液検査をするということでキットを送るということですが、3歳児健診のときにはその血液検査の結果もあわせて子供さんの保健指導というか、その部分も保護者さんへ対応するのかどうかその結果の扱いについてお聞きします。

○健康づくり課長 今回のこの事業はですね、昨年MICHIKARA（ミチカラ）で提案をいただいて、子育て世代の30代の方の健診の実施率が低いところから始まったのですが、血液検査するだけでは、事業としてやはり効果が薄いということがありますので、事前に申し込みをいただいて簡易血液検査をやっていただいて、その結果を3歳児健診のときに子供さんの健診の間にお父さんないしはお母さん、保健師のほうに保健相談

を含めて、さらに当日は尿検査も実施したいというふうに考えておりますので、本来の健診とまではいかないですけれども、意識づけになるような形で考えております。

○山口恵子委員 特に若い方のね、将来的な健康への意識づけってとても大事なので、しっかりやっていただきたいと思います。

続けていいですか。前のページの風疹接種の補助金がありまして、これ、大人の風疹、大人っていうか成人した人への風疹の補助だと思うのですが、利用状況をお聞きしたいと思います。

○健康づくり課長 28年度の状況で102人、27年度は96人という状況でございます。

○山口恵子委員 妊婦さんが風疹感染にかかる障がいのあるお子さんが生まれたっていうケースも、日本でも実際にご覧いただけますので、特に予防接種が法的にされていない方の、若い特に男性の方の接種をしっかりしていただくことが大事なといいますので、その辺のPRも含めて市役所にも若い男性の方たくさんいらっしゃるの、しっかりPRをお願いしたいと思います。

もう一つ引き続きいいですか。その上の天使のゆりかご支援事業に関してですけれども、この制度の内容についてお聞きします。国のほうでは多分、年齢制限など検討していると思うのですが、市の制度の考え方、年齢に対してどのような対応をしているのかお聞きします。

○健康づくり課長 現在の市の要綱の中では、特に年齢制限はございません。市内に1年以上住所を有する夫婦、事実婚も含むという形になっておりますし、年度内で治療を行っている者という形になっております。

○山口恵子委員 希望者には、やはりそのような形で引き続き対応をしていただきたいと思います。以上です。

○永田公由委員 ちょっと関連で。これ、昨年と同じ予算組まれてますけど、29年度の1月末でもいいし2月末でもいいんだけど、実績っていうかね、何人の方が受けてどういった効果があったかっていうのを、ちょっとわかっただらお願いします。

○健康づくり課長 昨年、決算の際にも御質問いただいておりますけれども、毎年年度末に申請される方が非常に多いということで、29年度については現在のところ申請書を持っていった方で109人くらいいらっしゃいます。28年度の実績では93人で1,649万円ほどっていうことで、ほぼ予算どおりということでもあります。過去100人近くいったときは、1,900万円くらいってときもございましたけれども、本年度制度を改正しまして、昨年度までは県と重複して補助を受けられることが可能でしたけれども、今年度から県の上乗せという形になってますので、1人当たり平均がこれまでの状況だと15万円前後になっておりますので、100人申請していただいても予算内ぐらいな、昨年並みぐらいな助成金額になるかなという状況です。それから効果ということですが、これも単年度での効果っていう状況ではないですけれども、17年度から始まっておりますが、28年度までで500人余の方に申請していただいておりますが、子供さんが生まれた方が340人おりまして、51%の方が出産につながっているという状況でございます。

○永田公由委員 これ、3年ですか。

○健康づくり課長 これまで3年間ということでもございましたけれども、制度改正にあわせて5年まで延長をさせていただいております。

○永田公由委員 いい、続けて。松本乳児院の建設補助金の関係で700万円で、先ほどの説明ですと、市内の乳児の人数割りとかそういったものも含まれるっていうふうに説明があったと思うのですが、塩尻市から何人

くらい入所されているのですか。

○**家庭支援課長** 松本乳児院につきましては、措置で入所する場合と、あとショートステイで日ごとに入る場合とございます。現在入所しているのが4人ということになっております。

○**永田公由委員** これ、何歳までいられるのですか、こういうところは。

○**家庭支援課長** 2歳未満になります。

○**永田公由委員** 2歳未満。その後は。

○**家庭支援課長** その後は、今度児童養護施設になりますので、その部分で乳児院と児童養護施設の施設を立て分けるような形になります。

○**山口恵子委員** 生活保護の制度についてお聞きしたいのですけれど、現在、生活保護世帯で高校生のお子さんがある御家庭がいらっしゃるのかどうか、もしわかったらお聞きしたいと思います。

○**福祉課長** 申しわけありません。今、手元に集計した数字がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○**山口恵子委員** お聞きした理由は、今度制度改正がありまして、生活保護世帯でも大学進学するための一時金とかが制度の対象になったりとか、あと同居している場合でも住宅扶助を外さないってというような制度が変わると思うのですけれど、その辺に対して市も対応していただくってことでいいのかどうか、その辺お聞きします。

○**福祉課長** それにつきましては生活保護法で改正される部分でございますので、対象の児童がいたりですとかね、大学に進学されるという家庭がありましたら、基準どおりで支給をしております。

○**委員長** どうですか。いいですかね。

〔「次、進んでください」の声あり〕

○**委員長** それでは、説明を受けたということで進めさせていただきます。この後10分、4時まで休憩とさせていただきます。

午後3時51分 休憩

午後3時59分 再開

○**委員長** それでは休憩を解いて再開をいたします。10款の教育費1項教育総務費から4項幼稚園費、261から288ページまでの説明を求めます。

○**教育総務課長** それでは予算書261ページ、262ページをお願いします。10款教育費1項教育総務費1目総合教育会議運営費でございます。1番上の白丸、総合教育会議運営事業につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する総合教育会議に係る経費で年2回を予定しております。構成は市長、教育長、教育委員4名で構成しております。

続きまして、2目教育委員会費、白丸、教育委員会諸経費につきましては、教育委員会の運営に係る経費でございます。

次に3目事務局費、上から3つ目の白丸になります。教育委員会事務局諸経費につきましては、教育委員会全般にわたる事務的経費でございます。教育振興審議会委員報酬3人分につきましては、平成29年度において

教育振興基本計画の見直しが完了しております、平成30年度は事務事業の点検評価のみとなる予定でございます。

おめくりいただきまして、263ページ、264ページをお願いします。右側の白丸、教育相談研究事業につきましては、指導主事や市の教育センター、それから家庭支援課等との連携を図りながら、不登校対策、学力向上対策など、学校教育や学校運営に係る指導、助言を行い、学校、家庭、児童に対し、きめ細かな支援を行っていくものでございます。一番上の黒ポツ、嘱託員報酬2人分ですが、教育総務課に配置の子と親の心の支援員、2人になります。その下の黒ポツ、学校教育指導員報酬5人分につきましては、市の教育センターに3人、それから中間教室、小中学校各1人の2人を配置しております。

おめくりいただきまして、265、266ページになります。一番上の白丸、スクールバス運行費につきましては、小学校4キロメートル以上、中学校6キロメートル以上の遠距離通学児童生徒への支援をしているものでございます。下から2つ目の黒ポツ、運行委託料につきましては、主に3事業者に委託しているものでございます。

その下の結核対策事業につきましては、結核の感染、疾病予防に係る経費になります。その下の教育センター情報教育推進費につきましては、市の教育センターのありました西小学校の4階で管理している情報機器の奨励等に関する経費でございます。

○家庭支援課長 それではその次の白丸、学びサポート嘱託員報酬、3,824万1,000円につきましては、小中学校に配置をしております、特別支援講師11人分と家庭支援課に勤務をしております教育相談員2人分の報酬等になります。

次の白丸、学びサポート事業2,540万5,000円につきましては、2つ目の黒ポツ、臨時職員賃金2,457万1,000円につきましては、小中学校に配置をしております、支援介助員23人分の経費となります。以上です。

○教育総務課長 それではおめくりいただきまして、267、268ページになります。一番上の白丸、高等学校等振興事業につきましては、市内に所在または市内の生徒が通学する私立高等学校及び各種学校への補助を行っております。補助金につきましては、学校割として100万円、それから生徒割として、1人当たり3,300円となっております。

2つ飛びまして、白丸、奨学資金貸与事業特別会計繰出金につきましては、基金で運用してきた奨学資金につきまして、財源が不足することに伴い、一般会計から不足分を繰り入れるもので、詳細は特別会計予算で御説明申し上げます。

その下4目教職員住宅費、白丸、教員住宅管理諸経費につきましては、塩尻市に勤務する教職員に良好な住宅環境を提供することで、学校教育の振興につなげる目的で設置しているものでございます。平成29年10月1日現在39戸の利用可能などに対しまして入居が25戸、入居率が64%となっております。また一番下の黒ポツ、改修工事につきましては宗賀の教員住宅の外装改修工事ということで、屋根や外壁、階段、ベランダ等の補修、塗装、防水等の工事を予定しております。

○男女共同参画・人権課長 同じページ、268ページの最後の白丸でございます。5目人権教育費でございます。社会人権教育推進事業でございますが、最初の黒ポツ、149万8,000円でございますけれども、これ

につきましては社会教育指導員の1人分の報酬となっております。5番目の黒ポツ、59万8,000円でございますが、人権同和教育集会所、原口でございます集会所でございますけれども、その臨時職員の賃金となっております。8つ目の黒ポツ、16万6,000円でございますけれども、これにつきましては、人権教育講師謝礼となっております、毎年行っております、豊かな心を育む市民の集い、ほかの謝礼となっております。

ページおめくりいただきまして、次の269、270ページをごらんいただきたいと思います。上から4つ目から7つ目の黒ポツでございますけれども、人権同和教育集会所の関係の経費となっております、営繕修繕料から集会所管理委託料までとなっております。一番下の黒ポツでございますけれども、分館人権学習会・地区推進会議補助金44万でございますけれども、例年行っております各地区での推進会議、または各分館での人権学習会の補助金となっております。

最初の白丸でございます。人権推進啓発事業でございます。まず2つ目の黒ポツでございますけれども、9,000円、これにつきましては、CAP研修の託児保育士賃金となっております。次の黒ポツでございます。5万円、これにつきましては、今年度から行っておりますデートDV研修会を次年度も行うということで、講師謝礼となっております。下から4つ目の黒ポツ、5万4,000円でございますけれども、デートDVのパンフレットの印刷製本費でございます。次の下から3つ目の黒ポツ、次の黒ポツでございますけれども、CAP研修委託料75万円でございますが、30年度につきましては、広丘小学校、吉田小学校、檜川小学校の3校となっております。次の黒ポツでございますけれども、人権擁護委員協議会負担金、これにつきましては、人権擁護委員協議会の活動支援ということで、26万9,000円となっております。以上でございます。

○**教育総務課長** 続きまして、6目学校施設集中管理費、白丸、嘱託員報酬につきましては、集中管理室に5人の嘱託員を配置しまして、小中学校、保育園等の軽微な修繕や維持管理等をチームを組んで実施しているものがございます。

その下の白丸、学校集中管理事業につきましては、集中管理職員が使用する消耗品、車両関係等の費用となります。

おめくりいただきまして、271、272ページになります。7目体験学習事業費、白丸、こども未来塾等運営事業につきましては、体験学習プログラムを通じて、子供たちの生きる力を育むことを目的に小中学生のリーダー研修や体験学習フェスティバル等を実施するものがございます。下から2つ目の黒ポツ、こども未来塾等運営委託料につきましては、NPO法人わおんさんに業務を委託しているものがございます。

続きまして、8目地域連携事業費、一番上の白丸、嘱託員報酬につきましては、コミュニティ・スクールやキャリア教育、小中一貫教育等推進している地域連携コーディネーターの報酬等となっております。

その下の白丸、地域連携教育推進事業につきましては、予算説明資料38ページも一緒にあわせてごらんください。地域の教育力を活用するとともに、児童生徒のキャリア教育を充実させ、子供たちの社会を生き抜く力を育むもので、平成28年から市内の全小中学校に導入しましたコミュニティ・スクールに関する経費等になります。一番上の黒ポツ、キャリア教育支援協議会委員報酬9人分につきましては、商工会議所、JC、JA、両小野振興会、社会福祉協議会等の委員さんを選出していただいております、合計18人で構成しております。報酬対象者は9人ということで、9万1,000円の予算計上となっております。その下の黒ポツ、学校運営協議

会委員報酬260人分につきましては、コミュニティ・スクールの委員報酬で、規則においては各学校30人以内ということで設置をしております。この3月現在で合計244人の委員さんに登録いただいております。来年度の予算では260人分ということで、40名ほど増で計上させていただいております。その下、臨時職員賃金につきましては、コミュニティ・スクールの推進に当たり学校と地域、行政等との連携を図るため、各中学校区に配置している学校支援コーディネーター5人分の賃金でございます。また一番下の黒ポツ、学校運営協議会交付金につきましては、学校運営協議会の活動費用としまして、会議費、消耗品、調査、研修等で使用します費用でございます。1協議会当たり、20万円の交付となっております。

おめくりいただきまして、273、274ページになります。2項小学校費1目学校管理費2つ目の白丸、小学校管理諸経費につきましては、小学校の管理運営に係る基本的な経費を計上しているものでございます。ページをおめくりいただきまして、275、276ページになります。上から8つ目の黒ポツ、備品購入費につきましては、通常分のほか木曾檜川小学校体育館のステージのどんちょうの老朽化に対応しまして、更新をする予定でございます。一番下の黒ポツ、辰野町塩尻市小学校組合負担金につきましては、管理町であります辰野町の管理する両小野小学校の運営に係る負担金でございます。

次の白丸になります、小学校施設改善事業につきましては、小学校施設の一般的な維持管理、整備等に関する費用でございます。2つ目の黒ポツ、設計委託料につきましては、木曾檜川小学校のトイレ改修の実施設計、それから塩尻東小学校の貯水槽改修に伴う実施設計の2件を予定しております。一番下の黒ポツ、一般工事につきましては、広丘小学校の校内通路の舗装、それから宗賀小学校昇降口のげた箱改修、それから桔梗小学校の体育館照明のLED化等を予定しております。

次に一番下の白丸になりますが、小学校英語活動サポート嘱託員報酬ですが、こちらは小学校に配置している国際理解講師5人分の報酬でございます。

おめくりいただきまして、277、278ページになります。一番上の白丸、小学校英語活動サポート事業につきましては、予算説明資料の38ページの一番下になりますが、そちらもごらんください。平成32年度から全面実施予定の次期学習指導要領におきまして、小学校英語教育の早期化、教科化へ向けて、今年度配置しました英語教育担当指導主事を中心に教員の英語力の向上や指導力向上を図るものでございます。上から3つ目の黒ポツになりますが、外国語指導助手配置事業委託料につきましては、ALTの民間委託業務に係る経費でございます。小学校専属の1名を拠点校に配置しております。来年度におきましても、広丘小学校を研究の指定校とする予定でございます。

1つ飛んで白丸、小学校特色ある教育活動事業につきましては、平成28年度から生きる力を育む交付金として発展継続しているものでございます。基礎配分1校100万円に児童数割を加算しております。

次の白丸、小学校プール改修事業につきましては、予算説明資料の39ページ、一番上もあわせてごらんください。老朽化した桔梗小学校のプールを改修し、安全性の向上と教育環境の改善を図るものでございます。今年度実施設計、来年度改修工事を予定しております。主な内容はプールサイドの改修、それから、ろ過器の更新などとなっております。

続きまして、2目教育振興費、白丸、教育振興諸経費につきましては、各学校で行う教育の振興に資する経費で、学校に予算配分して執行する消耗品、教材備品購入費、図書購入費等となっております。

次の白丸、教育振興扶助費につきましては、学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費、校外活動費等を支給するものでございます。

今年度6月補正予算に対応させていただきました、新入学用品費の増額等に伴いまして、382万7,000円ほどの増額となっております。またこの3月に支給する予定の小学校前倒しの入学用品費につきましては、申請者53人に対し認定者が33人という結果でございまして、この方たちに支給をする予定でございまして、

続きまして、279ページ、280ページをお願いいたします。3目給食施設費になります。小学校の給食提供に関する経費となります。280ページ、上から4つ目の白丸、給食運営事業諸経費につきましては、小学校児童及び教職員に給食を提供する経費で、直営による自校給食となっております。上から10番目ほどの黒ポツ、給食費につきましては、食材費になりますけれども、児童数の減に伴いまして、574万円余の減額となっております。

おめくりいただきまして、281ページ、282ページになります。4目吉田小学校建設費、白丸、吉田小学校大規模改修事業につきましては、予算説明資料の39ページ中段になりますので、あわせてごらんください。体育館、校舎等のトイレ、給食室の内外装や設備の改修を行い、教育環境の改善と施設の延命を図るものでございます。なお平成29年度の国の補正予算対応といたしまして、改修工事の一部について、補助事業の内定を受けております。この後説明させていただきます塩尻中学校大規模改修についても、改修工事の一部について補助事業の内定を受けている状況です。これに係る補正予算対応につきましては、現在、財政課と調整中でございます。

続きまして、3項中学校費1目学校管理費になります。主要な部分の構成は小学校費とほとんど同じでございますので、中学校費に限られる部分についてのみ説明させていただきたいと思っております。

282ページ、2つ目の白丸、学校医等報酬の上から3つ目の黒ポツ、外国語指導助手報酬3人分につきましては、JETプログラムによる配置のALTの3人分の報酬になります。その下の白丸、中学校管理諸経費につきましては、中学校の管理運営に係る基本的な経費を計上させていただいております。

おめくりいただきまして、283ページ、284ページをお願いいたします。上から13番目ほどになります黒ポツ、外国語指導助手配置事業委託料につきましては、ALTの派遣を民間の事業者へ委託してございまして、2名の配置をしております。それから下から3つ目の黒ポツになります。塩尻市辰野町中学校組合負担金につきましては、本市が管理市であります両小野中学校の運営に係る負担金でございます。

次の白丸、中学校施設改善事業につきましては、上から2つ目の黒ポツ、設計委託料ですが、これは天井扇設置工事の設計、それから丘中学校のプール改修工事の実設計を予定しております。下から2つ目の黒ポツ、一般工事につきましては、消防設備の改修4校分のほか、丘中学校の給食室ボイラーの更新等を予定しております。一番下の黒ポツ、天井扇設置工事につきましては夏場の暑さ対策として、普通教室に2台ずつ設置するものでございます。

おめくりいただきまして、285ページ、286ページをお願いいたします。上から3つ目の白丸、中学校特色ある教育活動事業につきましては、小学校費で説明したとおりでございます。

2目教育振興費、白丸、教育振興諸経費につきましては、小学校と同様に各学校における教育振興に資する経費でございます。学校に配分する予算となっております。

その下の白丸、教育振興扶助費も小学校と同様でございます。なお今月の前倒し支給の予定は現在80名、修学旅行費を対象として支給する予定となっております。

続きましておめくりいただき、287、288ページをお願いします。一番上の白丸、給食運営事業諸経費につきましては、小学校と同様でございますが、上から7つ目の黒ポツ、こちらの給食費、食材費につきましても、生徒数の減に伴いまして、161万円余の減額となっております。

続きまして、4目塩尻中学校建設費、白丸、塩尻中学校大規模改修事業につきましては、こちらも予算説明資料39ページの一番下もあわせてごらんください。建築後約30年を経過しまして、老朽化した校舎、体育館の屋根、トイレ等の内外装や設備等の改修を行い、教育環境の改善と施設の延命を図るものでございます。以上です。

○**こども課長** 続きまして、4項1目幼稚園費をお願いいたします。白丸、私立幼稚園支援補助金4、757万円余につきましては、私立幼稚園の円滑な運営を促進するとともに、保護者負担の軽減を図るために、市内の児童が通園する市外の幼稚園も含めて、補助をさせていただくものでございます。最初の黒ポツです。私立幼稚園運営費補助金573万円につきましては、市内の幼稚園3園に定額補助と園児数割の補助を、また市外の幼稚園には園児数割で補助をするものでございまして、児童数として、370人を見込んでおります。次の黒ポツになります、私立幼稚園就園奨励費補助金、3、884万円余につきましては、保護者の所得状況、それから通園児童数に応じて、補助をするもので、対象となります児童数は278人を見込んでおるところでございます。次の黒ポツになります、私立幼稚園障害児就園奨励費補助金300万円につきましては、私立幼稚園で支援の必要なお子さんを受け入れた際にお1人につきまして、月額1万円の補助金を交付し、私立幼稚園への就園を支援するものでございます。幼稚園費は以上でございます。

○**委員長** どうも御苦労さまでございました。

○**福祉課長** 申しわけございません。休憩前に山口委員から御質問ありました生活保護受給者の中で、高校生が何人いるかという部分についてお答えさせていただきます。1月30日付の調査でございますが、現在保護受給世帯にいる高校生は10人となっております。ちなみにそのうち3年生は4人となっております、この時点の調査におきましては、4人とも就労を希望しているということをお伺いしております。以上です。

○**委員長** 本日の委員会はここまでとさせていただきます。明日は午前10時から再開をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

午後4時28分 閉会

平成30年3月8日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 横沢 英一 印